

旭川市議会会議録 第4号

○令和7年6月19日（木曜日）

開議 午前10時00分

散会 午後5時01分

○出席議員（33名）

2番 横山 啓一
3番 笠井 まなみ
4番 あべ なお
5番 中村 みなこ
6番 江川 あや
7番 上野 和幸
8番 植木 だいすけ
9番 小林 ゆうき
10番 駒木 おさみ
11番 皆川 ゆきたけ
12番 たけいし よういち
13番 石川 まさゆき
14番 沼崎 雅之
15番 まじま 隆英
16番 高橋 紀博
17番 品田 ときえ
18番 塩尻 英明
19番 高木 ひろたか
20番 中野 ひろゆき

21番 えびな 安信
22番 高橋 ひでとし
23番 菅原 範明
24番 佐藤 さだお
25番 石川 厚子
26番 能登谷 繁
27番 高見 一典
28番 金谷 美奈子
29番 高花 えいこ
30番 中村 のりゆき
31番 安田 佳正
32番 松田 卓也
33番 福居 秀雄
34番 杉山 允孝

○説明員

市	長	今津寛介
副市	長	中村寧
副市	長	菅野直行
副市	長	梶井正将
総合政策部	長	熊谷好規
総合政策部市長室	長	土岐尚義
行財政改革推進部	長	浅利豪
総務部	長	和田英邦
福祉保険部保険制度担当	長	高田敏和
子育て支援部	長	向井泰子
健康保健部	長	山口亮
環境部	長	太田誠二
経済部	長	三宮元樹
観光スポーツ部	長	菅原稔
土木部	長	富岡賢司
教育部	長	野崎幸宏
学校教育部	長	坂本考生
社会教育部文化ホール整備担当	長	田島章博
水道事業管理者		佐藤幸輝
上下水道部	長	幾原春実
病院事業管理者		石井良直
市立旭川病院事務局	長	木村直樹
選挙管理委員会事務局	長	長谷川伸一
監査委員		大鷹明

○事務局出席職員

議会事務局	長	稲田俊幸
議会事務局	次長	林上敦裕
議事調査課	長補佐	小川智之
議事調査課	主査	信濃孝美
議事調査課	書記	高橋理恵
議事調査課	書記	桐山未悠
議事調査課	会計年度任用職員	河合理子

○会議録署名議員

12番	たけいし	よういち
18番	塩尻	英明

○議事日程

- 日程第3 議案第1号
 - 日程第4 議案第2号
 - 日程第5 議案第3号
 - 日程第6 議案第4号
 - 日程第7 議案第5号
 - 日程第8 議案第6号
 - 日程第9 議案第7号
 - 日程第10 議案第8号
 - 日程第11 議案第9号
 - 日程第12 議案第10号
 - 日程第13 議案第11号
 - 日程第14 議案第12号
 - 日程第15 議案第13号
 - 日程第16 議案第14号
 - 日程第17 議案第15号
 - 日程第18 議案第16号
 - 日程第19 議案第17号
 - 日程第20 議案第18号
 - 日程第21 議案第19号
 - 日程第22 議案第20号
 - 日程第23 議案第21号
 - 日程第24 議案第22号
 - 日程第25 議案第23号
 - 日程第26 議案第24号
 - 日程第27 議案第25号
 - 日程第28 議案第26号
 - 日程第29 議案第27号
 - 日程第30 議案第28号
 - 日程第31 報告第1号
 - 日程第32 報告第2号
 - 日程第33 報告第3号
 - 日程第34 報告第4号
 - 日程第35 報告第5号
 - 日程第36 報告第6号
 - 日程第37 報告第7号
 - 日程第39 一般質問について
-

○追加議事日程

日程第42 議案第30号 旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問について（沼崎雅之議員、上野和幸議員、まじま隆英議員、横山啓一議員、金谷美奈子議員、品田ときえ議員）
 1. 議案第30号 旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 休会について (決定)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより前日に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、12番たけいしろういち議員、18番塩尻英明議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は前日の続行であります。さらに、議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第39、一般質問を行います。

前日に引き続き、順次、質問を許します。

沼崎議員。

（沼崎議員、質疑質問席に着席）

○沼崎雅之議員 おはようございます。

自民党・市民会議の沼崎雅之です。

まず、本日は、5歳児健診についてお伺いをさせていただきます。

5歳児健診は、国の令和5年度補正予算で始まった事業で、これまで3歳児健診から就学時健診まで健診がなかった空白期間を埋めて、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニングとして、特別な配慮が必要な子どもへの適切な介入を早期に行うことで、就学後の生活に適応しやすくなり、また、保護者にとっても子どもの特性に気づきやすくなることなどが期待されており、国も早期の全国展開を目指しております。国からの補助率は2分の1です。

5歳児健診の旭川市での実施について令和5年第4回定例会で伺い、実施する方向で体制整備を進めていく旨の答弁がありまして、さらに、令和6年第4回定例会では、医療機関等をはじめ、福祉や教育分野とも連携を図りながら、実施に向けた検討を進めていく旨の答弁がありました。その後も、検討を進めていただく中で、旭川小児科医会の先生方から、昨年秋に5歳児健診実施に関する要望書が市長宛てに提出されており、また、本年3月5日には、今津市長と直接面談をして要望させていただいております。その後、新聞報道によると、モデル事業的に実施されることになったと伺っております。

そこで、お伺いいたします。

5歳児健診の実施に向けた現在の進捗についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 5歳児健康診査の検討状況についてでございますが、令和6年第4回定例会以降、福祉及び教育部局と庁内検討会議を2回開催し、協議を行ったほか、旭川小児科医会や旭川医科大学とも、適宜、情報を共有しながら実施に向けた取組を進めております。

今年度につきましては、旭川小児科医会から提案のありました健診方法を基に、1次健診及び2次健診のモデル事業を計画し、既に2か所の市立保育所にて、かかりつけ医方式をイメージした1次健診のモデル健診を実施し、課題の整理を行っているところでございます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 モデル事業を既に始めていて、課題を整理していくということでした。

3月5日に旭川小児科医会から要望があった際、今津市長から、スモールスタートでもまずは始めてみよう、とはいえ、スモール過ぎないような程度のことはやりたい、そういうお話をいただきましたが、それからすぐにもうモデル事業がスタートしているという、そのスピード感に改めて深く敬意を表します。

さて、今後の本格的な実施、つまり、国庫補助の申請をして市内全ての子どもを対象として実施するということが行く行くは望まれるわけですが、その実施に向けた見通しについてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 5歳児健診についての今後の見通しでございます。

今年度実施しているモデル健診につきましては、個別医療機関での健診の在り方と健診後の地域のフォローアップ体制の構築を検討するものであり、まずは、市立保育所の協力を得てスクリーニングの手法を検証したところでありますが、引き続き、フォローアップ体制を検証するためのモデル事業を実施してまいります。

今後につきましては、モデル事業によって明らかとなった課題について、旭川小児科医会等の関係団体や庁内関係部局とも検討を重ねる予定としており、5歳児健診が本市の子どもたちの健やかな成長を支える健診となるよう、各関係者、関係団体等としっかり連携を図りながら実施に向けて取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 モデル事業から課題を洗い出して、関係者の連携の下、検討して、本格的な実施を目指していくものと理解いたしました。

今の御答弁にもありましたように、所見がある子をしっかりと把握して、その後のフォローアップ体制を構築していくためには、小児科医のみならず、保育士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、あるいは教育関係者など、様々な方々の連携が重要になってきますので、行政がしっかりと連携のハブになって体制構築を進めていっていただきたいと思っております。

5歳児健診には、不登校、あるいはいじめ対策としても大きな期待がかかっています。子どもたち一人一人の特性を踏まえて関係者が連携した取組というのは、今津市長が立ち上げたいじめ防止対策「旭川モデル」にも大きく資することと思っております。モデル事業としてスタートした5歳児健診、これからも大きく育てていただきたいと要望して、この項目を終えたいと思っております。

続いて、学校健診における脊柱側弯症検査について伺います。

脊柱側弯症については、令和5年第4回定例会でも取り上げたテーマですが、背骨が左右に湾曲

してしまう疾患で、進行すると腰背部痛や心肺機能の低下を来すことがあります。脊柱側弯症のうち、80%から85%を占めるのが原因不明の特発性側弯症で、思春期の子どもに多いと言われていいます。早期に診断して治療を開始するため、学校健診でも検査の対象となっています。

現在、学校健診では、家庭で書く調査票などを参考に、学校医が目で見ると手で触る視触診等による検査を行っておりますが、発見率に地域差が大きいことが指摘されております。そのため、正確に測定できる機器を用いた検査の普及が専門医らから求められており、文部科学省でもモデル事業を立ち上げています。

まず、学校健診での脊柱側弯症検査に機器を導入することの有用性について、市の認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 脊柱側弯症については、専用機器を用いて検査を実施することで均質なデータを蓄積でき、デジタル化により経年比較も容易となり、疾病の早期発見と早期治療につながることを期待できるものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 早期発見、早期治療に資するとの認識を示していただきました。

続いて、伺います。

この脊柱側弯症検査の機器について、旭川医科大学が江別市の企業と協力して開発した機器があります。この機器について、令和5年第4回定例会で、このときはまだ開発段階だったようですが、お伺いしたところ、御答弁として、令和元年に、旭川医科大学整形外科講座から、開発中の機器を学校現場で検証したいと協力依頼があり、旭川市医師会からも賛同を得て研究に協力をしている、令和2年には市内3校の小学校で機器を用いて検診が行われ、令和5年度も市内2校の小学校と市外の小中学校各1校で継続して行った、今後の製品化に向けた研究について、改めて市教委に協力依頼があるため、その内容を確認しながら可能な協力を引き続き行いたい、こういう御答弁をいただいております。

それから一年半ほどがたちましたが、現在では医療機器として製品化されておまして、実際に使用した医師からも簡易で使いやすいという評価を幾つか聞いております。

そこで、お伺いいたします。

前回の質問以降、旭川医大との協力関係はどうだったのか、また、製品化された当該機器についてどう評価しているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和元年に旭川医科大学から開発中の機器について学校現場での有用性を検証したいとの申出を受けたことから、令和5年第4回定例会の質疑において、旭川市医師会からの意見を踏まえ、一部の学校で当該機器を用いた検査が行われていること、市として可能な協力をしていくことについて答弁させていただいたところです。

その後、同大学や機器の開発業者との意見交換、北海道教育委員会や他都市との情報交換、旭川市医師会や学校への情報提供を行ってまいりました。

当該機器については、他の機器に比べ、安価であること、操作が簡単であること、着衣のまま測定できること、軽くて持ち運びが容易であることなどが特徴とされており、開発業者からは、今年

度の学校健診において6人の学校医に機器を貸し出したと伺っております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 今おっしゃっていただいたように、着衣のまま健診ができるということも大きな利便性だというふうに思います。

それでは、この項目の最後に、学校健診への本格的な導入について聞きたいと思います。

参考までに道内他都市での状況を製造元に問い合わせたところ、江別市では、市立病院の医師が小規模の学校の健診で使用し、特に問題なくスムーズに健診ができたと聞いております。また、岩見沢市や深川市でも使用例があるようです。

学校健診の現場を担う医師から、もしこの機器を使いたいという希望があれば使えるように、財政措置も含めた導入の可否についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 視触診を基本に実施している脊柱の検査において、機器による検査を導入するに当たっては、機器検査の位置づけや運用ルールの明確化と機器導入費用の財源確保が必要であり、今後、機器を使った検査の基準整備や機器購入に伴う財政措置などについて、国や北海道教育委員会に対し、要望してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 国や道に要望するという前向きな答弁というふうに受け止めました。

脊柱側弯症は、早期に発見すればコルセットの着用などで治療可能なケースも多いようですが、進行すると背中を切り開いて背骨を矯正する大がかりな手術が必要になってしまう病気なので、子どもたちの健康のために早期発見の機会が広がることを期待しております。

続いて、性教育について伺います。

学校教育で性に関する正しい知識を伝えることが必要であり、専門家の知見を生かした取組の推進が必要であるということは、これまでも度々申し上げてまいりました。旭川市においては、本年3月に、旭川市における性に関する指導についてという資料を取りまとめており、非常に大切なことが盛り込まれてあるという感想を持ちました。ぜひ、力強く進めていただきたいと思います。

そこで、伺います。

今般、教育委員会が旭川市における性に関する指導についてという資料を取りまとめた背景、意図について改めてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 情報化が急速に進展し、多様な価値観や考え方などを認め合う現代社会にあって、性に関わる偏った情報の氾濫や、SNSなどによる性被害や性犯罪の発生に加え、性自認、性的指向への正しい理解が課題となっております。学校教育においては、学習指導要領に基づき、体育や保健体育科をはじめ、教育活動全体を通じて児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に判断し、行動できる力を育むことが求められています。

本市においては、令和6年9月に、いじめの重大事態について、旭川市いじめ問題再調査委員会から市長へ報告書が提出され、再発防止策の提言として、国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとった包括的性教育の早期実現が示されたところです。

指導資料については、ガイダンスを踏まえ児童生徒が性に関する正しい知識を習得し、人権を尊重した態度を身につけることが必要であるとの考えから、令和7年3月に作成したものであります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 今お答えいただいたことは、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で非常に重要な視点だと思えます。

昨年の第3回定例会で伺ったところでも、旭川市は、女性人口1千人当たりの人工妊娠中絶率が全国平均よりも高い、20歳未満に限定した数字でもやはり高いということでした。望まない妊娠を防ぐ目的でも大変重要なことだと思えます。

特に、この資料を見ると、外部講師を活用した取組についてもかなり力を入れてやっつけようとしている印象があります。教員だけに担わせるのではなく、それぞれの分野の専門家の力を借りることで充実した内容になることと思えます。

こうした取組の先進事例から学ぼうと考えて、先月末に、石川まさゆき議員とともに、まさゆき2人旅で東京都教育委員会、富山県富山市教育委員会への視察へ行ってきました。

それぞれ行き先として選んだ理由としては、東京都は、まず旭川市教育委員会が東京都を参考にしたと伺ったからです。そう言われてみると、以前、東京都医師会に勤めていたときに、私がいた部署とはちょっと別な部署だったんですが、東京都教育委員会と医師会と、あと、東京産婦人科医会が連携した性教育の取組が構想されていると聞いていたもので、そういえばそんな話もあったなと思いつつ、それが形になって旭川市の参考になったのであれば、一度ちゃんと聞きに行こうと思っただけです。

富山市については、前職の頃からいろいろ御指導いただいていた産婦人科医で、現在、富山県議会議員も務めていらっしゃる種部恭子先生が1990年代から熱心に取り組んできたというお話を聞いていたものですから、この機会に行ってきました。

まず、外部講師の担い手について伺います。

どういった方が講師になるのか、専門性の担保は大丈夫なのかという問題意識です。

東京都と富山市では、外部講師は、全員、産婦人科医ということでした。2018年から事業を開始した東京都では、医師会と産婦人科医会の協力で、現在、40名の産婦人科医が担っているということです。富山市では、学校保健安全法に基づく学校医とは別に、市独自の制度として中学校専門医として産婦人科医、精神科医、整形外科医がいて、産婦人科医は8名ということでした。こちらは、1992年に全国初の取組として始まり、正式な予算事業としては1998年から全校で実施しているということでした。

そこで、伺います。

旭川市においては、どのような方が外部講師の担い手となるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 全国規模のNPO法人の中には、子どもがいじめや虐待、性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守るため、予防教育プログラムを実践している団体があります。

本市では、こうした団体から専門講師を招き、全小学校で学習活動を行っているほか、全中学校においては、旭川人権擁護委員協議会の委員による人権教室を実施しております。今年度からは、全中学校を対象に、旭川市保健所の保健師によるエイズ・性感染症出前講座を開始し、歯止め規定

を超える内容を扱う学習を希望する中学校において、旭川医科大学の母性看護学・助産学助教による派遣講座にも取り組む予定であります。

○議長（福居秀雄） 沼崎委員。

○沼崎雅之議員 エイズ・性感染症出前講座においては保健師が、歯止め規定を超える内容の授業については旭川医大の助産学の先生が担われるということで、専門性の担保が取れているのだと分かりました。

この歯止め規定を超える内容を扱うということが極めて重要であると思いますが、歯止め規定を超える内容を扱うことについての御認識についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学習指導要領におけるいわゆる歯止め規定については、小学校では、理科において人の受精に至る過程は取り扱わないものとする記載されており、中学校では、保健体育科において妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から受精、妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとして示されています。こうした規定は、指導範囲の明確化や網羅的な指導を防ぐために設けられているものであり、各学校において、児童生徒の実態を踏まえ、個性を生かす教育を行う場合には、この規定にかかわらず指導を行うことも可能となっております。

本市においては、性に関するいじめの未然防止の観点から、歯止め規定を超える内容を取り扱う意義が大きいと考えておりますが、各学校において実施する際には、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること、集団指導と個別指導の区別を明確にすることなど、配慮事項を踏まえた上で行われる必要があるものと認識しています。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 今おっしゃっていただいたとおり、歯止め規定を超える内容の授業を行うことは、幾つかの条件の下で可能ではあるのですが、非常にハードルが高く、実際の教育現場では強い規範となっているとも伺います。

2020年11月17日の参議院文教科学委員会において、文部科学省初等中等教育局長がこのように答弁しております。「歯止め規定そのものは、決して教えるはならないというものではなくて、全ての子供に共通に指導すべき事項ではない、ただし、学校において必要があると判断する場合に指導したり、あるいは個々の生徒に対応して教えるということ是可以する」、このように判断を学校に委ねてしまっているのですね。

ただ、一つの学校では、なかなか、そういう判断であるとか授業内容を工夫するというのは難しいというのが実態で、また、東京都では、有名な事案で、都立七生養護学校であるとか、足立区立中学校など、現場を萎縮させるような事案もあったことも有名なところですが、だからこそ、今回、旭川市教育委員会としても御英断をされたのだと、この場を借りて深く敬意を表したいと思います。

そもそも、受精、妊娠までは取り扱うが、妊娠の経過、すなわち性行為などは扱わないとなれば、じゃ、どうすれば妊娠するのかとか、性感染症になるのかとか、自分や相手の望まない性行為をしてはいけないとか、人工妊娠中絶とは何か、どのような方法があるのかとか、そういったことを全然教えることができなくなってしまうわけですので。

また、歯止め規定を超える内容を教えることについて批判的な立場の方々もいて、性行為につい

て扱うのはふしだらであるとか、風紀を乱すとか、青少年の性的関心を呼び覚ますとか、あるいは、避妊について教えることは家庭を壊すとか、ちょっとよく分かんないものもいろいろあるんですけども、ただ、思うのは、大人が何も教えなければ、子どもたちはセクシュアルなことについて何も知らない純真無垢なのかということ、そんなわけではないだろうということですね。

先ほどの御答弁に、情報化の進展により性に関する偏った知識の氾濫という御指摘がありまして、それは本当にそのとおりなんですけれども、ただ、そもそもインターネットもSNSもない時代から性情報は氾濫してしまっていて、例えば、福居議長ぐらいの方々は一リアルタイム世代かもしれませんが、1970年代にはビニ本というものが大流行していたようで、また、1980年代になると、家庭用ビデオデッキの普及と並行してアダルトビデオが登場して流行して、媒体はベータマックスやVHS、DVDなど時代とともに変遷して、今は、インターネット上からのダウンロードとか、あるいはダウンロードしなくてもブラウザ上で見られたりとかするようですが、昔から、そういう本とかビデオなんか先輩とか高校生や大学生のお兄さんがいる同級生から回ってきたりとかして、性情報にはもう触れているわけですね、実態として。それで、そういう成人向け雑誌とかアダルトビデオの内容というのは、何というか、ファンタジーの世界というか、科学的に正しい性教育とはかけ離れているわけですね。なので、性教育で教えなければ何も知らない純真無垢どころか、教えなくても勝手にそういう情報に触れて、変な怪しい知識を仕入れているわけですよ、現実に、特に男子は。であれば、中学生ぐらいできちんと産婦人科医とか助産師とか高度の専門性を持つ方々が知識を授けるということは極めて重要だと思いますので、全校に展開することが望ましいと思います。

そこで、伺います。

歯止め規定を超える内容を扱う派遣講座における外部講師の活用について、全校展開は可能なのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 歯止め規定を超える内容を扱う派遣講座について、中学校全25校から外部講師の派遣希望があった場合でも、講師と日程調整を行い、対応していく考えであります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 中学校全校から希望があった場合でも、旭川医大の助産学の助教でいらっしゃる講師の方と日程調整して対応していただけるということで、安心いたしました。

ただ、講師の方の御尽力に頼るのは、もう制度として持続可能かという点で不安があります。人口が約41万5千人の富山市では8人の産婦人科医が担い手でした。同じ割合であれば、旭川市でも6人ないし7人の講師が必要だと思うのですが、東京都でも富山市でも、ボランティアベースではなく、1回当たり2万円から3万円の報償費を教育委員会の予算に計上しています。持続可能な制度とするためには、マンパワーの確保や予算措置について今後検討していく必要があるのではないかとこのことを御指摘申し上げます。

次に、評価、検証についてお伺いいたします。

大変すばらしい事業だと思いますが、実際に狙った成果を発揮できたのか、しっかり評価、検証を行う必要があると思います。東京都でも富山市でも、かなり詳細なアンケートを生徒や保護者に行っているようです。旭川市ではどのように行っていくのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 派遣講座において、歯止め規定を超える内容を取り扱った効果の評価、検証については、参加した生徒と保護者を対象としたアンケート調査を実施し、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 しっかりとした評価、検証を行っていくということだと理解いたしました。

富山市の取組を取材した報道記事によると、外部講師による授業を受けた結果、今、付き合っている彼女を本当の意味で大事にしたい、欲望のまま行動してはいけない、中学2年生男子とか、同性愛も含め、愛の形はそれぞれ、人を愛することはすばらしい、相手を尊重したいと思う、中学2年生女子といったコメントもあったそうです。また、20歳未満の人工妊娠中絶率が低下しているということも指摘されております。旭川市においても同じような効果がもたらされることを期待しております。

続いて、保護者の参観についても伺います。

性に関する教育は、家庭でも行うことが本来は望ましいのですが、なかなか、そうは言っても扱いづらいということもあると思いますので、だからこそ、学校で専門家が教えてくれるということが大事で、その内容は保護者にも伝えればよいというふうには思っております。

東京都や富山市がそうであるように、旭川市の資料にも、公開授業として位置づけ、希望する保護者等の参観を募ることが望ましいという記載があります。

保護者の参観をどのように促していくのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 歯止め規定を超える内容を扱う外部講師による授業の実施に当たっては、事前に各学校から生徒と保護者に対し、学習内容の周知と受講の意向確認を文書で行い、併せて授業参観も呼びかけることとしております。また、各学校1名以上の教職員を対象とした性に関する研修会を通じて、授業実施の留意事項を周知し、適切な運営に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 ぜひ、多くの保護者の方にも御理解をいただきまして、応援していただけるよう期待しております。

この項目の最後に、子育て支援部で行っている私の未来プロジェクトとの違いについてお伺いしたいと思います。

ちょうど2年前、市議会議員になって初めて行った一般質問で、専門家を外部講師として活用した取組として旭川市ではどのようなことを行っているのかお伺いしたところ、子育て支援部から私の未来プロジェクトについて御説明をいただきました。その内容は、プレコンセプションケアや性感染症など、ただいま教育委員会から御説明いただいている事業ともかなり似通っているのではないかとこのように思います。似たような事業が並行して存在するのは学校現場にも混乱が生じると思いますし、事後の評価、検証についても、縦割りではばばらにやるよりも、統一的に行うほうが今後の充実にも資するのではないかと思います。

また、今後、予算事業としてどうするのか検討する上でも一本化が望ましいのではないかとこのように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 子育て支援部が実施する私の未来プロジェクトにつきましては、小中学生や高校生等を対象として、命の貴さや親になることの社会的責任の理解に加え、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、自身の健康管理を促すプレコンセプションケアを軸とした講義を実施している事業であり、大変有用な取組であると認識しております。

目的や対象に応じてそれぞれの事業を展開することが望ましいと考えており、できる限り内容が重複することのないよう、関係部局や関係機関とも連携を図りながら、次年度以降の取組について整理してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 担当部局間で整理していくとの御答弁をいただきました。この点については、また年度末の予算委員会等でお伺いできればというふうに思います。

さて、最後の項目には、先日大盛況のうちに幕を閉じたあさひかわ菓子博2025についてお伺いしたいと思います。

令和6年第4回定例会で見通し等をお伺いした際には、多くの来場者と経済効果が期待できる旨の御答弁をいただいております。まだ閉会したばかりですので、詳細な分析は今後になるかと思いますが、現段階で分かる範囲で結構です。あさひかわ菓子博2025の開催実績についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） あさひかわ菓子博2025の開催結果でございますが、実行委員会の速報値では、メイン会場の道北アークス大雪アリーナの来場者数が約15万人、全国スイーツマーケット会場であります地場産業振興センターの来場者数が約10万人、売上げが約4億7千万円との報告を受けております。

また、来場者アンケートの結果によりますと、90点の大型工芸菓子の展示や、全国から1千点以上のお菓子が購入できる全国スイーツマーケットに高い評価をいただいております。

さらに、あさひかわ菓子博で全国初販売となりました「赤福生羊羹」などの人気商品や大手菓子メーカーの出展ブースが注目を集めるなど、連日、市内外から多くのお客様が訪れ、楽しんでいただいたほかにも、マスメディアやSNSでも菓子博に関する話題が多く取り上げられるなど、全国規模のイベント開催により、経済的な効果はもとより、本市のPRにも大いにつながったものと認識をしております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 大雪アリーナが約15万人、地場産センターに約10万人の来場があり、また約4億7千万円の売上げと、大変なにぎわいであり、旭川市のPRに大変大きな効果があったことが分かりました。

続けて、伺います。

令和6年第4回定例会では、会場のトイレ環境の整備についてもお伺いして、必要な整備をしっかりと進めていく旨、御回答をいただいております。

今回開催して、トイレ、その他会場の環境整備や動線、その他来場者の利便性に関して、かなりしっかりと準備はしてくださったこととは存じ上げておりますが、実際、開催期間中を振り返って

いかがだったのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 市内外から多くのお客様をお迎えするため、トイレ等の施設環境については、実行委員会と施設管理者等、関係者と協議を行い、必要な整備や仮設施設の設置など改善を図ってまいりました。

今回のあさひかわ菓子博は会期が17日間と長期間にわたったことから、期間中に寄せられた御要望や御意見に対しましては、その都度、関係者間で協議を行い、工夫や改善を図りながら利便性の向上を図ってきたところでございます。例えば、近隣商業施設への無断駐車に対しましては、警備員の配置と音声アナウンスによる対応を行ったほか、地場産センターの入り口前へのタクシー乗り場の設置や、当初、障害者専用としていた思いやりゲートを、ベビーカーや車椅子利用者も利用可能とするなどの運用を改善したり、セルフレジの台数増設など、苦情や要望に対して可能な限りの解決に努め、来場者が楽しんでいただけるよう、実行委員会の一員として運営を行ってきたところでございます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 開催期間中も、その都度、課題解決を図るという柔軟な対応がされてきたのだと理解いたしました。また、バリアフリー対応などで民間ボランティアの方々にも多大な御尽力をいただいたと伺っております。改めて、関係各位に敬意を表します。

さて、最後の質問として、市長にお伺いいたします。

今、2点質問してお答えいただいたことから、今回のあさひかわ菓子博2025は大成功だったと言ってもよいのではないかと思います。

コロナ禍を乗り越えて、8年ぶりとなる開催では、持続可能な菓子博としての旭川モデルを掲げて、大手広告代理店への委託などは行わず、実行委員会や業界関係者、行政関係者、ボランティアの方々など、多くの皆様の手による新たな取組として開催されたと伺っております。

それを振り返って、市長としてどのような手応えを感じているのか、また、今後の展望も含めてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 今回のあさひかわ菓子博2025の開催に当たりましては、予想を上回る大盛況でございまして、関係者の皆様の大変な御尽力に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

3年前に北海道菓子工業組合さんから誘致の話をいただきまして、何としても旭川で菓子博をという熱い思いを受け止め、開催を市としてもしっかりと後押ししていくことを決定いたしました。

また、議員の御指摘のとおり、運営に当たっても、大手のイベント会社に一括で委託するようなこれまでの菓子博の運営形態ではなく、行政や経済団体、多くの企業や市民、ボランティアが運営に関わるという、菓子博が今後も継続していくための新たなモデルを示すことができた認識をいたしております。

全国菓子工業組合連合会の理事長でもある長沼大会長が、閉会式で、この旭川モデルを引き継いでいくとおっしゃっていたのが印象的であります。

本市での開催が決定してからは、2024年4月1日から職員1名が応援職員として業務に携わ

り、会期中の運営も含めて延べ101名の市職員がサポートする体制も整えてきたところであります。また、私自身も、本年5月、大阪、あべのハルカスの百貨店で鈴木知事とともに菓子博のPRを行いました。各種イベントや観光プロモーション、物産展など、あらゆる機会を通じてPRを強化し、前売り券の販売促進にも実行委員会と協力しながら取り組んでまいりました。

連日、市内外から多くの方々が菓子博会場に足を運ばれ、長い行列ができるほどの大変なにぎわいを目の当たりにし、彬子女王殿下が名誉総裁として御来臨を賜り、市内の各施設を御視察いただいたことは誠に意義深いものと考えておりますし、100年以上の伝統と格式があり、また、あらゆる世代が楽しめる全国規模のイベントを本市で17日間にわたり開催できたことは、近年の本市の歴史上でも過去に例のないものだと考えておりました。本市が持つポテンシャルの高さを再認識したところです。

今回、旭川のお菓子は、全国から約1千200のアイテムの応募があった中で、過去最多となる31アイテムが一般菓子機関賞を受賞し、中でも、高橋製菓株式会社の氷点下41度が洋菓子部門において内閣総理大臣表彰を受けるなど、その質の高さが全国的に極めて高く評価されました。

本市は、明治34年、旧陸軍第7師団が移駐し、師団の需要の下、産業が生まれ、日本5大産地の一翼を担う旭川家具や木工、1次産業、食品加工、機械金属等、現在の旭川市を代表する産業が隆盛してまいりました。菓子文化も同様に発展し、師団と旭川駅を結ぶ師団通沿いに多くの菓子店が生まれ、それから120年を超える現在では、その師団通が日本初の恒久的な歩行者天国、買物公園として市民に親しまれ、市内では150件を超える菓子店が昔と変わらず市民に愛されており、その旭川の地域性が今回の成果を生んだものと認識をいたしております。

このたび、実行委員会の協力の下、工芸菓子の部門で感動大賞を受賞した大型工芸菓子「鶴と蝦夷」の作品を総合庁舎1階でしばらくの間展示することといたしましたので、どうか多くの皆様に御覧になっていただきたいと存じます。

今後は、菓子博を開催した経験を生かして、本市の菓子業界のさらなる発展はもとより、菓子の原材料となる農畜産物を生産する1次産業、あるいは商業、観光等の3次産業の活性化にもつなげ、お菓子のまち旭川として地域経済の活性化と魅力向上に官民が連携して取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 権威ある全国的なイベントの開催と、その成功についての総括、そして今後の展望を力強くお示しいただきました。

これは、旭川市にとって歴史的なことであっただけでなく、旭川モデルが受け継がれていくと伺いまして、100年以上続く菓子博の歴史においても、大変エポックメイキングな、記憶にも記録にも残る出来事だったのだと理解いたしました。

改めて、開催に向けて御尽力された全ての方々に敬意と感謝を表しますとともに、旭川市の産業のさらなる発展に大きく期待をして、本日の私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、沼崎議員の質問を終了いたします。

（沼崎議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、上野議員。

(上野議員、質疑質問席に着席)

○上野和幸議員 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、旭川いじめ事案についての質問でございます。

まずは、この件に対する市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

本事案については、4年前、文春オンラインの報道をきっかけに、いじめの疑いがある重大事態として、旭川市教育委員会が2021年4月に第三者委員会を設置し、調査を開始しました。第三者委員会は、2022年4月に中間発表を行い、同年9月には、遺族側から提出された意見書を反映し、最終報告書をまとめ、個人情報や女子生徒の尊厳に関わる箇所などに黒塗りを施した報告書を公表版として示しました。

しかし、本事案女子生徒の死といじめの因果関係を不明とする第三者委員会の調査結果に納得しない市長は、最愛の我が子がいじめに遭い、学校や教育委員会に訴えたにもかかわらず亡くなったなどとし、早々に再調査の意向を示し、2022年12月に、教育評論家の尾木直樹氏を委員長とする再調査委員会を設置いたしました。

市長の諮問を受けた再調査委員会は、1年以上の時間をかけ、調査を進めましたが、2024年6月、さきの第三者委員会の黒塗りを施す前の作成中の報告書がネットに流出すると、唐突に6月30日、記者会見を開き、概要報告を行いました。記者会見では、いじめがなければ重大事態は起こらなかったとし、いじめが自殺の主原因との認識を示し、同年9月には366ページに及ぶ報告書を市長に提出いたしました。

こうして、事件発生から3年5か月ほどの歳月をかけ、表面的には一定程度の結論が示されたかのように思われましたが、再調査委員会の調査結果に異を唱える者が少なくないのが現状です。

私もその一人ですが、女子中学生が中学1年の1学期3か月だけ通っていた北星中学校の元校長金子圭一氏は、再調査委員会の報告について、真相解明には程遠いとし、最近になり、各メディアを通じて当時の校長として自身の認識を語っております。

市長は、さきの第三者委員会の調査を受けて早々に再調査の意向を示しておりましたが、当事者がこのように再調査委員会の調査結果に異を唱えている状況をどのように受け止めているのか、遺族側の提訴による訴訟の行方にも直結する事柄であり、再調査報告に異を唱える元校長の主張に対する市長の見解をお示してください。

○議長(福居秀雄) 今津市長。

○市長(今津寛介) いじめ問題再調査委員会の報告書は、教育、心理学、法律の専門家の皆様が、それぞれの専門性を生かしながら、様々な観点から丁寧に調査を行って答申されたものでございます。

学校や教育委員会がいじめとしての組織的な対処や指導を怠ったとの厳しい指摘を受けており、この結果が事実であると考えております。

○議長(福居秀雄) 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁で、いじめ問題再調査委員会の報告書の結果が事実であるとお答えになりましたけれども、このことについて確認をさせていただきたいのですが、これは、市長御本人の御意見なのか、旭川市としての考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 私が諮問をいたしましたこの再調査委員会の結果でありますから、市としてしっかりと受け止めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 そこで、追加の質問ですが、これまで、議会審議の中で、さきの第三者委員会の報告書と、この再調査委員会の報告書というのは、優位性がないという判断で今まで御答弁いただいております。その辺と、今回、この結果を事実であるとはっきりと断定されたことの整合性についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 最初の第三者委員会でも、6項目、いじめが認定されております。また、再調査委員会においても、学校外の子じめを含めて7項目、認定されています。このどちらも真実であるということは間違いのないことだと思っております。

加えて、この再調査報告書、あるいは第三者委員会の報告書の両方においても、学校や教育委員会の組織的な対応について指摘をされておりますので、それはしっかりと受け止めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 それでは、さきの報告書のことも踏まえた上での御答弁であったというふうに理解してよろしいでしょうか。ただいまの答弁を聞くと、再調査委員会の結果は事実であると私は受け止めたものですから、追加の質問をさせていただきました。

次に、元校長は、メディアを通じ、自身の認識を発言する理由を、亡くなった女子生徒の無念を晴らすとともに、北星中学校関係者の名誉を回復するためと述べております。そのため、2019年6月22日の女子生徒のウップツ川入水は、自殺未遂ではなく、女子生徒の死後に偏向報道によってつくられた言説に過ぎない、当時、学校は女子生徒の母親からいじめの訴えを受けておらない、再調査委員会が認定したクラスの子じめも本人が否定しているなどと主張しております。これらの主張については、私も同席してお話を聞いておりましたけれども、再調査委員会とは違って、きちんとした根拠が示され、合理性の高いものと捉えております。

また、元校長は、市長の調査委員会の介入によって、公正、中立であるべき調査がゆがめられていると主張しております。市長は、4年前、市長就任後、本事案について、市教委が設置した第三者委員会が調査中にもかかわらず、私としてはいじめと認識したと発言しております。この発言に対し、当時、激しいバッシングを受けていた元校長は、特定の学校関係者を名指しし、犯人扱いしたハラスメント行為であるというふうに訴えております。

市長は、その発言に責任を持つ立場にあります。まして、その影響が市民生活に及ぶことを考えれば、幾ら個人の認識とはいえ、軽々しく発言することは差し控えるべきだったと私は思います。特に、様々な臆測が飛び交っていた当時の状況を考えれば、関係者の日常の学業、業務、生活に深刻な打撃が、人権侵害と言ってもよいかもしれませんが、及ぶことはもとより、市内の学校に通う児童生徒や保護者の安全、安心を著しく損ない、社会不安を招く事態も容易に想像できたことだと思っております。

あれから4年がたとうとしている今、市長は自身の発言についてどのような思いを抱いておられ

るのか、その真意は何だったのか、お示しいただきたい。

あわせて、この発言によって、いわれのない誹謗中傷や殺害予告などの脅迫を受け、市民生活上、多大な不利益を被った被害者に対し、発言の撤回や謝罪の考えがあるかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 私は、市長就任直後から、教育委員会に資料の提出を求め、あるいは総合教育会議でも資料の提出を求め、あるいは廣瀬爽彩さん個人がいじめられているという事実も公で発言をされているわけですね。そういったことも含めて、私自身は、いじめであると総合的に判断し、それを議会で表明したところであります。

また、あくまでも、私がいじめ防止等対策委員会に対し、発言したことは、要は、いじめがなかったという前提ではなくて、私も含めて多くの人々がいじめがあったという認識に立って、一般の方々の目線で調査を進めてほしいということを申し上げたまででありますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

また、今の御質問で、いわれない誹謗中傷を受けてきた元校長等への謝罪ということでもありますけれども、私の発言は誰かを責めるものでは決してありません。あくまでも御遺族の気持ちに寄り添う意図で行ったものでありますので、確かに、臆測による誹謗中傷については再調査委員会の中でも言及されておりますので、決して許されるものではないというふうに思っています。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 それでは、前の質問と関連して、2021年9月、10月の市長選、衆議院選において、候補者がいじめ事件に言及していた影響で、元校長は、NHKから国民を守る党から立候補した候補者とそのお付きのユーチューバーに自宅前で街宣され、同居家族がトラウマを負ったと訴えています。北星中の教頭についても、彼らに付きまとわれて、様子が動画でアップされたと言っております。

このことについては、元校長の関係者であり、フェイスブックで政治的発言を続けている市内在住の医師の証言がございます。その医師はフォロワーが2千300人超の動画も運営しております。この動画の中で、女子生徒の死は自殺の定義に当てはまらないと医師としての判断を示しております。また、2000年に出されたWHOの自殺報道に関するガイドライン、これには、1、トップニュースで報道しない、2、長時間報道しない、3、繰り返し報道しない、4、写真や遺書は公表しない、5、自殺手段の詳細を報道しない、6、自殺の理由を単純化して報道しない等を掲げ、本事案について、地元月刊誌、文春オンライン、道内大手新聞社、ユーチューバーなど、ほとんどの報道関係者がガイドラインに違反していると語っております。市長選、衆議院選で、選挙期間中、いじめに言及していたこともWHOのガイドラインに違反していると述べております。

市長は、議会において、この件の政治利用はないと私の質問に対して語っておりますが、ここでは意図したかどうかの問題ではないと思います。発言の影響が十分に予見できたにもかかわらず、あえてそれを実行したことが問題であると考えております。

4年の任期を終えようとしている市長ですが、本事案に対する政治姿勢について説明責任を果たすべきと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 申し上げておきたいのは、WHOの自殺報道ガイドラインはメディア向けの報道の在り方を示しているものであるということでありまして、ここをぜひ誤りのないように御認識いただきたいというふうに思います。

その上で申し上げたいのですけれども、このたびのいじめがどういう事態であったかということをもう一度振り返ってみたいと思うのですが、令和元年4月下旬から5月上旬にかけていじめがあったと。また、4月中旬から下旬にかけても性的な身体接触を持たれているところでもあります。4月下旬から5月上旬には、おごり行為を繰り返していたところでもあります。あるいは自慰行為を見させていた、こういったことも指摘をされているわけです、報告書の中で。そして、このときに、保護者の皆さんは、関係者の皆さんは、学校や教育委員会に娘の様子がおかしい、しっかりと対処してくれと言っているんですが、学校側は、学校生活にだけ心配していると捉えており、いじめの相談という認識はなかったということでもあります。こういったときにしっかりと対処していれば亡くなる命はなかったわけでもあります。その後、ウツペツ川への飛び込みなどなど、いろんな、ちょっと言葉で言うのはばかれますけれども、こういったいじめがあったという事実、これは今になって明らかになっているところでございます。

そして、私は、市長として何をすべきか。先生方を守るんじゃないんですよ。亡くなった命、もう二度と帰ってきませんが、二度とこのようなことが起きない事態に、まずは遺族の皆さんに寄り添って真相解明をしていくこと、そして、二度と同じような事態を起こさない、そのことに全力を尽くしてただけでありまして、私は、子どもたち、市民の人権、それから尊厳、命をしっかりとこれから守っていくことをお伝えしたいと思います。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（福居秀雄） 静粛にお願いします。（傍聴席で発言する者あり）

傍聴者に申し上げますけれども、これ以上騒ぎますと退席をお願いしたいと思いますので。

上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの市長の熱い言葉は真摯に受け止めたいと思いますが、市長のただいまの言葉の中で真相解明というお言葉を使いましたけれども、その根底には、再調査委員会の調査が、これが本当に真実だったと市長がお思いになっているからそういうふうに答えるわけで、私たちはそれに異を唱えているわけです。

例えば、4月から6月の間にお母さんが学校にいじめを相談したという、そういったことは、学校関係者はないと言っているんですよ。そのことを基に学校が何もしなかったという点を私たちは訴えているわけです。それ以降の、事実が分かっているから、今、市長が言われた詳細については、事実は6月22日の入水以降に分かった事実でありまして、それについては学校も認めているんですよ。そして、学校も対応しているんですよ。そのことを訴えて、元校長は今も一人で頑張っているところまで話をしているんですよ。その根底がきちっとしていないから、訴えているなって。しっかりしていない中での出てきた報告書——市長はその立場で言われていると思います。市長が諮問した機関ですから。だから、この立場がやっぱり違うわけです。

私たちも、子どもの死というのは重く受け止めています。私も教員です。あつてはならないことだと思っています。だから、そこをしっかりと現場の話を聞いていただきたいという話で、今こういう質問をしているわけです。

ということで、次に行きます。

ここからは、教育委員会にお聞きいたします。

元校長の認識や訴えは、これまでほとんど報道されたことがありませんでした。しかし、再調査委員会の報告以降、各メディアが活発に報道していることは、これまで市教委によって隠蔽され、市長によってゆがめられてきた真相を知りたいという市民の……申し訳ありません、ゆがめられたという言葉を使いました。申し訳ありません。そうでないかもしれません。知りたいという市民の声に答えるものであると思います。私たち市民には、正しい情報を知る権利があると思います。

市教委は、これまで、第三者委員会の最終報告書の黒塗りを施した理由について、個別の内容に触れることになり、答えられないとし、議会の質問に対して答弁を避けてきました。

しかし、黒塗りが施された箇所には、真相を知る上で重要な事実が幾つも記載されていることは分かっております。例えば、文書オンラインの記事については、本件重大事態に係る報道の誤りという項目で多くの事実と異なることが指摘されています。たればの話になりますが、この項目に黒塗りがされていなければ再調査の必要もなかったのかと私は思っております。

また、再調査委員会の委員尾木氏については、黒塗りを施す前の作成中の報告書をネットに流出させたサイト運営者の証言によると、今事案の遺族側との関わりがありましたが、かなり早い時期に、遺族側が市長に、再調査を、尾木氏の委員長指名を依頼したというような証言もございます。

尾木氏が委員長を務めた再調査委員会がまとめた報告書、元校長によれば、事実誤認と捏造ばかりで真相解明に程遠い内容になっていると語っております。

そこで、市教委に問いますが、これまでに本事案の行方に強い影響を与えた第三者委員会の黒塗りですが、このたびの訴訟において、黒塗りが施されていない報告書の原文を裁判所に提出するつもりなのか、お答えください。

また、当時の事情を知る元校長、教頭、担任等、学校関係者の証言が必要となれば、それを迎えるのか、見解をお示しください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 訴訟におきましては、必要に応じて裁判所へ資料を提出したり証人を求めたりする場合がありますが、係争中でありますので、具体的な発言は差し控えさせていただきます。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 続いて、いじめがあったとされた北星中学校の関係者の処遇についてお聞きいたします。

北星中学校については、再調査委員会がいじめの対処を怠ったとしています。しかし、元校長は、さきの第三者委員会報告書において、北星中学校の対応の7割が黒塗りにされていることなどから、これを不当な評価であると訴えております。また、この黒塗りの部分には、4月下旬以降の本校生徒のクラスの様子も含まれており、女子生徒へのいじめはなかったとしております。

しかし、市教委は、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに、重大な過失が指摘されている場合は、教職員への聴き取りを行い、事実確認した上で、懲戒処分事由に該当する行為が認められれば懲戒処分を行う必要があると示されているとし、昨年11月28日に元校長に対して事情聴取を行っております。

そこで、何点かお聞きします。

まず、1つ目は、市教委は、どのような重大な過失を想定して元校長に事情聴取を行ったのか、お示してください。

2つ目、事情聴取は、さきの報告書で7割黒塗りされた北星中学校の対応を精査した上で行ったのか、すなわち、黒塗りされていない全文の内容を踏まえて行ったのか、お示してください。

3つ目、事情聴取の対象とした教職員はどの範囲なのか、教頭や女子生徒の担任についても行ったのか、お示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 報告書では、学校や教育委員会の組織的な対応が不十分であったことや、いじめ及び重大事態としての認知をしてこなかったことなどが指摘されております。

国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいては、調査結果を踏まえ、重大な過失等が指摘されている場合、教職員への聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為が認められれば、懲戒処分を行う必要があると示されております。このため、重大な過失または単なる過失の疑いがあったものと判断し、当該学校の当時の校長や教頭、学級担任の3名に加え、市教委事務局の当時の管理職や指導主事に対し、報告書の全ての記載事項に基づき、聞き取りによる事実確認を行ったところです。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 関連して、本事案における重大な過失についてお聞きいたします。

これも元校長から聞いたところではございますが、事情聴取の結果は文書に起こし、言ったとか言わないとかのそごが生じないよう、聴取した市教委側と聴取された元校長側の双方が確認をし、署名した上で北海道教育委員会に送付されることになっているようですが、聴取から半年たっても、元校長は署名を求める連絡を受けていないと話しております。事実発生から既に4年が過ぎています。いつまで彼らの身分を宙ぶらりんにしておくのか、決して許されることではないと思います。

当時の北星中学校の対応に重大な過失が認められなかったのであれば、市教委の責任として、急ぎ北星中学校関係者の名誉回復と人権救済を図るべきではないかと考えますが、見解をお示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 事実確認のための聞き取り結果につきましては、現在、精査中の事故報告書と併せて、相互に署名した後、聴取記録として北海道教育委員会に提出することとしております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 本事案については、事案発生当初から、女子生徒の死亡は自殺であり、いじめがその主な原因で、背景には北星中学校の元校長の隠蔽、教頭の暴言、元担任のいじめの訴えを黙殺などの重大な過失があったとする既定路線の下、第三者委員会の調査と再調査が進められました。

しかし、ここまで述べてきたとおり、そのような単純な構図で本事案の真相を語ることはできないと思います。WHOの自殺報道に関するガイドラインが述べているように、自殺の理由を単純化して報道しない、自殺の美化やセンセーショナルな報道を避ける、宗教的・文化的固定観念を用いて報道しない、このような観点からすると、2019年9月に発売された地元月刊誌、「北星中学校 学校側は事件隠蔽に躍起 女子生徒が『いじめ』で自殺未遂」と題する記事は、明らかにガイ

ドラインに違反しているのではないのでしょうか。

それに対し、当時の北星中学校は、元校長、PTA会長との連名で、「生徒の安全確保と文化祭の円滑な実施について」と題する保護者宛て文書を出しております。その文書には、ありもしないことを書かれた上に、いわれもない誹謗中傷をされ、驚きと悔しさを禁じ得ません、何より大事に育ててきた生徒たちの人格を平気で傷つけるような報道に心を痛めています、また、保護者、地域の方から心配する声が上がっていると記されております。

これは、WHOの自殺報道に関するガイドラインに照らせば、学校としては当然の対応であったと思います。事実、市教委、第三者委員会においても、報告書公表版では黒塗りされておりますが、地元月刊誌の記事はほとんど事実と合致することがないというほどずさんなもので、報道されてしまったことを知ったときの本件生徒が受けた衝撃の大きさは計り知れず、強く非難されるべきと厳しく批判しております。

しかし、保護者宛て文書は、2021年4月、文書オンラインで報道されると、校長がPTA会長を巻き込んで隠蔽を図ったとして激しいバッシングの対象となっております。市教委は、当時、市議会でこの文書について質問され、文書の内容については把握していないが、趣旨等については聞いてると答弁をしております。このとき、地元月刊誌の記事は事実無根であり、学校としては、必要で適切な対応だったと答弁していれば、北星中はいわれのない誹謗中傷に苦しまずに済んだのかと思います。

自殺報道に関するガイドラインに著しく違反し、存命中の女子中学生の心をひどく傷つけた地元月刊誌の記事に対し、学校と連携し、事実関係を確認したり対応策を助言したりするなど、市教委として対応すべきであったと思いますが、その見解についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） WHOの自殺報道ガイドラインについては、報道が与える社会的影響の大きさに鑑み、適切な報道の在り方を示す重要な指針であると認識しております。

自殺という極めてデリケートな問題であると捉え、細心の注意を払って対応すべきものであったと考えております。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 地元月刊誌の誤った報道については、北星中学校管理職と市教委幹部しか知り得ない内容が書かれております。市議会議員か市教委幹部から地元月刊誌に情報漏えいがある、記事が書かれた可能性が高いと思われま。だとすれば、本事案における重大な過失は、北星中学校の対応にあるのではなく、市議会議員ないし市教委幹部らの守秘義務違反ではないかという疑いが浮かんできます。

市教委は、重大な過失に関わる事情聴取において、教職員ばかりでなく、情報漏えいが疑われる当時の市議会議員や市教委幹部らにも対象を広げて実態解明に努めたのか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 現在、当時の関係教職員や市教委事務局職員について処分等の検討に必要な手続を進めており、守秘義務違反が疑われるような事実があれば、法令に従い、適切に対処していくこととなります。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 最後の質問になります。

市教委、第三者委員会が指摘しているように、報道されてしまったことを知ったときに、本件生徒が受けた衝撃の大きさは計り知れないと書かれております。市教委は、我々と違って第三者委員会報告書の全文を把握している立場であり、この件について調査し、説明責任を果たすべきと思います。

地元月刊誌の誤報道に関わる重大な過失の実態解明と、市教委の説明責任についてお示してください。

また、今後の北星中関係者の名誉回復と人権回復に対する教育長のお考えをお示してください。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） このたびの事案につきましては、当時の学校と教育委員会において、法に基づくいじめとしての適切な対処はできていなかったというものであります。

一方で、再調査委員会の報告書においては、臆測による様々な情報が飛び交い、中には事実と異なるものも数多くあり、特に、SNS上では、個人名や写真を掲載し、いわれなき非難を繰り返すようなものも散見され、このようなことは、誠に遺憾であり、自ら責めを負う立場にない第三者による身勝手な個人攻撃は断じて許されるべきものではありませんとされているところであります。

こうした事態を招いたことを教訓とし、心身に影響を受けた関係者から相談を受けた場合には、カウンセリング機関や医療機関の紹介、必要に応じた法的支援の情報提供など、私どもとしてでき得る支援や、関係機関と連携した対応に努めたいと考えているところであります。

○議長（福居秀雄） 上野議員。

○上野和幸議員 これで質問は終わりますが、先ほど、ちょっと私も興奮しまして、大きな声を出したことをこの場でおわび申し上げます。

ただ、市長に先ほど申し上げたとおり、この件につきましては、今、私がこれまで述べたように、再調査委員会の調べた内容と、やっぱり当該学校の教師たちが抱えている内容との食い違いはまだまだあるという現状でございます。ですから、再度、当該学校の関係者の事情を聞いた上で、もう一度、市としてどういう方向に考えるか、精査をしていただければなということをお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 以上で、上野議員の質問を終了いたします。

（上野議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午後1時00分

○副議長（高見一典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

まじま議員。

（まじま議員、質疑質問席に着席）

○まじま隆英議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まずは、物価高騰対策について伺います。

消費者物価指数について触れます。

消費者物価指数は、2020年を100としています。総務省が発表した4月の数字は、変動の大きい生鮮食品を除く総合が110.9となり、前年同月と比べて3.5%上昇し、3月の3.2%を上回り、2か月連続で伸び率が拡大しました。食料品の値上げなどが影響したと分析されております。3%台の上昇率は5か月連続となっており、上昇は44か月連続となっています。特に米類は98.4%上昇し、1971年1月以降で最大の上げ幅となり、7か月連続で過去最大の伸びを更新しております。

エネルギーについては全体で9.3%上昇と、3月の6.6%から上昇幅が拡大をしております。内訳を見ると、電気代は13.5%、都市ガス代は4.7%、それぞれ上がっています。ガソリンは6.6%上昇、3月は6.0%のプラスでした。指数としては下がったものもありますが、生活に与える影響は大変大きいものがあると思います。

まずは、物価高騰の現状に対する市の認識を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 現在の物価の状況につきましては、令和7年4月分の消費者物価指数の状況などを踏まえますと、生活者にとって厳しい状況が続いているものと認識しております。

こうした中、国におきましては、ガソリンや灯油など燃料価格への支援として、5月22日から燃料油価格定額引下げ措置を開始したほか、5月27日に、7月から9月までの電気・ガス料金の支援等に係る一般会計予備費の使用を閣議決定するなど、物価高騰への対応を進めているものと認識しております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 国による燃料価格、電気・ガス料金の引下げはありますが、現在の物価高騰に見合ったものとは思えません。

市の認識として、生活者にとって厳しい状況が続いているというふうに述べられました。それでは、その状況に見合った物価高騰対策の予定があるのか、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 国の予備費の使用において重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分が拡充され、本市に1億4千706万4千円の交付限度額が示されましたことから、この交付金を活用した対策について検討しているところでございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 今、国から1億4千700万円の交付金が来るということが分かりました。市としての緊急対策が必要だと思いますし、国からの予算もあるということですが、どのような対策を検討して、いつ発表されるのか、お示してください。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 市独自の対策につきましては、現在、市民生活や経済活動への影響、国や北海道の対策等を注視しながら、生活者への支援を中心に庁内で検討しており、今後、庁内で協議等を重ね、適切な時期にその内容案を公表できればと考えております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 適切な時期というのであれば、今なんじゃないですか。私たちは、政党として

も、この間、アンケート調査を行って暮らしの実感について伺ってまいりました。例えば、子育てをしている若いお母さんから、就学助成の基準、これを見直してもらえないかという切実な声をお聞きしました。世帯収入が増えて対象世帯から外れた、負担が大きくなったということなんですね。世帯収入が増えたといっても、物価高騰を上回るような収入増ではないということです。生活自体が本当に困難な状況になっているということです。

また、様々な経費が増えている事業者への対応も必要だと思います。生活者支援、事業者支援が必要だと考えます。国がその責任を果たすことが必要ではありますが、国からの交付金があるということですから、そこを活用すべきです。

また、財政調整基金残額が上振れする見込みもあるというふうなお話をお聞きしました。また、前回の物価高騰対策の交付金、市有施設のLED化、これに1億円を使っています。これは、市民のために返金をして、改めて物価高騰の財源にするべきではありませんか。

市としても物価高騰対策を行い、経済的に大変な思いをされている皆さんに直接届く支援が必要と思いますが、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 物価高騰の影響は市民生活や経済活動に広く及ぶことから、生活者や事業者が置かれている現状の把握に努めるとともに、国や北海道の対策、活用できる財源等を踏まえ、必要な対策をしっかりと検討してまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 この間、物価高騰に苦しむ市民には、水道料金、下水道使用料の減免を縮小、廃止する方向にかじを切りました。国からの交付税分でしか物価高騰対策をしないという姿勢も明らかになっているんじゃないかと思います。今、生活者が大変な思いをしていると判断しているにもかかわらず、今定例会での提案がなければ、第3回定例会まで何もないということになりませんか。

今年度は暮らしの安心を目指すのではなかったですか、市長に伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 今津市長。

○市長（今津寛介） 物価高騰下におきまして、市民の暮らしや地域経済を支えていくことは私の務めでございますので、引き続き、生活者や事業者が置かれている現状の把握に努めるとともに、必要な対策の検討を進め、今後、適切な時期に発表してまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 適切な時期がいつなのか分かりませんが、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としていることから、この物価高騰対策が急がれるということを述べて、この項目は終わりたいと思います。

次に、旭川における医療機能、医療提供体制について伺いたいと思います。

私は、2016年、平成28年の第3回定例会で、上川中部圏域の医療構想という項目で一般質問をさせていただきました。

団塊の世代が2025年には75歳以上となって、全人口に占める75歳以上の人口割合が大幅に増加をするという2025年問題がありました。高齢化社会が進み医療の需要が増える一方で、医療機関における医師や看護師などの労働力不足が叫ばれておりました。その後、新型感染症が地

球規模で起こり、旭川においても深刻な状況となりました。そうした中でも、感染された方を受け入れてきた医療機関が果たしてきた役割は大きいものと思います。

2016年の答弁で、上川中部圏域のベッド数は、平成27年の7月1日に病床数全体が6千604床あるものが、2025年には979床減って5千625床になるという答弁を受けました。内訳を見ると、高度急性期病床や急性期病床が減り、さらに慢性期病床も減って、回復期病床が増えるということが予測をされておりました。

今現在はどうなっているのか、お示してください。

○副議長（高見一典） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 上川中部圏域の許可病床数につきましては、北海道が取りまとめている病床機能報告の結果によりますと、令和6年7月1日時点では、高度急性期が1千309床、急性期が1千985床、回復期が1千52床、慢性期が1千509床、休棟等が293床となっており、合計6千148床であります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 急性期病床が2015年と比べると1千床減って、回復期病床が500床の規模で増えているということが特徴です。

次に、医療機関の経営実態について伺います。

旭川は、医療機関や介護施設が集積するまちです。しかし、今後、医療を受けたくても、これまでと同じように診療を受けることができるのか、不安になるようなことが起きています。それは、医療機関の経営問題です。

これまでの診療報酬の連続した引下げ、直近では、2024年の改定、長期化する物価高騰、また、新型コロナ禍後の患者数の減少が医療機関の経営を圧迫しております。最近では、市内でも倒産する医療機関も出始めているということです。

市立旭川病院においても、令和5年度決算は10億円規模の赤字となりました。石川厚子議員の一般質問で、令和6年度は17億5千万円の赤字と、コンサルが入っているということが明らかになりました。

そこで、お尋ねをいたします。

市は、こうした公立病院を含めた市内医療機関の経営状況や実態についてどのように認識をされているのでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。

○副議長（高見一典） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 市内医療機関の経営状況につきましては、国や都道府県単位での統計等が公表されており、自治体単位での公表、把握データはなく、本市も、同様に個々の医療機関の経営状況については把握していない状況であります。医療に関係する協議会等において、医師会をはじめ、医療機関の関係者の皆様と意見交換を行った際には、物価高や人件費の伸びなどの影響により、多くの医療機関において経営が厳しい状況にあるとのお話を伺っております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）の影響について伺いたいと思っております。

先ほど触れました上川中部圏域の医療構想では、回復期病床は増やすが、それ以外の病床は減ら

し、在宅医療にシフトをするという方向性でありました。こうした動きとはまた別に、病床数の適正化と称し、病床を削減する医療機関に削減1床当たり400万円を超える給付金を出す病床数適正化支援事業が、現在、国主導で進められております。

赤字病院としては、経営難を乗り切るために手を挙げようとするのではないのでしょうか。全体で約5万床が削減されるという報道もありました。平時にこういう施策を進めてしまえば、新型コロナのような感染症が起きてしまうと、命を救う対応ができないことになるのではないかと考えます。

こうした病床数適正化支援事業の影響について、市の見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 病床数適正化支援事業につきましては、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、都道府県が実施主体となって支援を行うものであると認識しております。

令和7年5月に開催された道議会保健福祉委員会の議事録によりますと、北海道が今年2月に847か所の医療機関を対象に行った調査では、当該事業に対し、143か所で4千862床分の活用意向がありましたが、4月に示された北海道への1次内示では352床分、内示率7.2%にとどまったとのことであります。

本市といたしましては、市内医療機関による当該事業への申請件数などを把握していないため、本市への影響を明確にお答えすることは難しいところではありますが、全道で4千862床分の活用意向があったことを踏まえ、今後の市内医療機関による病床削減の動向について注視してまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 実際に、1次内示で352床分、内示率7.2%にとどまったということなのですが、答弁にありましたように、4千862床の病床削減の用意があるということは大きな問題ではないのでしょうか。こうした病床の削減が進むとどうなるのか。

私は、先ほど旭川は医療が集積したまちと述べました。これまで、コロナ禍においても基幹病院と民間病院の連携などで市民の命を守っていただきました。それができなくなり、医療機能の縮小につながる懸念と、さらには、医療提供体制の崩壊につながるのではないかと危惧をしております。市の見解をお聞きします。

○副議長（高見一典） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 病床削減についての見解といたしましては、一般的に病床数が適正化されることで医療資源の有効活用が進み、医療サービスの質向上や医療機関の持続可能性への貢献といった効果が期待できる一方、必要な病床数を下回るほどの大幅な病床削減となった場合、新型コロナのような新興感染症が急速に拡大した際には、これまでと同様の対応が難しくなる可能性もあるものと考えております。

北海道が策定した北海道地域医療構想では、本市を含む上川中部圏域における2025年時点の必要病床数を5千625床としておりますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和6年7月1日時点における許可病床数は6千148床と、現時点では必要病床数を523床上回っている状況であります。

今後につきましては、市民及び圏域の住民の皆様が必要な医療を受けられないといった事態にな

らないよう、病床数等の最新の状況を把握しつつ、北海道や旭川市医師会、市内医療機関と連携し、安定的な医療提供体制の維持に努めてまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 先ほども申しましたが、平時に、病床削減、これを行っていいのかというふうに思っています。さらに、医療費削減の観点から、社会保障改革として11万病床を削減するというのを政治的に決めてしまっています。

旭川における新型コロナの教訓は、病床が機能したからではないでしょうか。市としても、医療機関の経営問題を直視して、その上で物価高、人件費の伸びに見合った思い切った直接支援を国に求めていくべきだと思いますが、これについての見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 医療機関に対する直接的な支援の国への要望といたしましては、本年1月に全国の病院などで行く5つの団体の代表者が、緊急的な財政支援措置のほか、診療報酬に物価や賃金の上昇に適應する仕組みを導入するといった対策を厚生労働省に要望したことなどを承知しております。

本市といたしましては、こうした全国的な動きも注視しつつ、市内における関係機関等からの御意見等も伺いながら、行政としてどのような対応が必要かについて検討を進めてまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 そこで、市立旭川病院の果たす役割としてお伺いをしたいと思います。

先ほど触れましたが、市立旭川病院も経営問題が再燃していると思います。様々な取組も行われていると思います。

これまで周辺自治体からの救急患者の受入れや小児、周産期、感染症対応などの不採算部門を担っている中で、今後、市立旭川病院の進むべき方向性について見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 石井病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井良直） 当院は、上川中部2次医療圏で唯一の市立病院として、救急医療やがん、心疾患などの急性期における高度医療、小児医療や精神医療などの政策的医療や不採算医療といった分野のほか、市内唯一の感染症指定医療機関として2類感染症への対応も担っております。

こうしたほかの病院では担うことが難しい医療を当院が維持、推進することは、本市をはじめとする地域医療にとって必要不可欠であると認識しており、現在厳しい経営環境にはありますが、あらゆる経営改善の取組を行いながら、この地域になくしてはならない病院として存在し続け、市民の命と健康、そして、地域医療を守り、支えていくことが当院の果たすべき役割であると考えております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 この項目の最後に、市長に伺いたいと思っています。

市長も役員をされている中核市市長会、物価高騰等に見合った医療機関等への支援に関する提言を5月23日に提出されています。公立、民間を問わず、医療機関の経営問題について、経営努力だけでは費用の増加に対するのには限界があるという説明がありました。

医療機関の置かれている現状について、市長の認識を伺いたいと思います。

もう一点、市立旭川病院については、今、事業管理者が述べられたことが自治体病院としては必要なことだと思います。国による提言内容の実現まで、市長として市立旭川病院をしっかり支えていくという考えでよいか、伺いたいと思います。

また、市立旭川病院においては、現場で働く職員に以前行った給与体系の見直しのようなコストカットによるしわ寄せが行かないような対応を求めたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 医療機関におきましては、人件費の上昇や物価高騰などの影響による経費の増加が著しい状況にある一方、公定価格である診療報酬ではこうしたコストの増加を賄うことができないため、収支に大きな影響を受けている医療機関が全国的に増えているものと認識をいたしております。

こうしたことから、私が監事を務めております中核市市長会におきましても、本年5月23日に、国に対し、物価高騰等に見合った医療機関等への支援に関する提言を行ったところでございます。

物価高騰等の影響は自治体病院でも大きく、市立旭川病院におきましても病院経営はかつてなく厳しい状況にございますが、市立旭川病院は地域医療に不可欠な存在であり、市民や圏域住民の命と健康を守る最後のとりでであると認識をしております。

今後につきましては、国の動向を注視しながら、経営改善に向けて取り得るあらゆる方策について、設置者といたしまして、病院事業管理者とともに歩みを進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、国民健康保険について伺いたいと思います。

まず、マイナ保険証について。

登録率と利用率について、どのような状況なのか、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市の国保加入者におけるマイナ保険証の利用登録状況につきましては、令和7年4月末時点で、国保加入者数5万5千498人に対し、登録者数は3万8千393人で登録率は69.18%であり、マイナ保険証の利用率につきましては45%となっております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 約70%の登録率であり、利用率としては45%ということですか。決して高い数字ではないと考えます。

マイナ保険証は、今月17日にも不具合が生じ、全国各地で影響があったと報道されました。トラブルが多発しています。紙の保険証があることで資格確認ができるからトラブルを未然に防ぐことができていると、医療機関で働く方からお聞きをしています。資格確認書を出すぐらいなら紙の保険証を残すべきと述べておきます。

次に、資格確認書に関わっては政府からの通知が発出されていると思いますが、その内容について伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 資格確認書につきましては、令和7年5月30日付で、厚生労働省保険局国民健康保険課から、資格確認書は、法律上、被保険者が電子資格確認を受

けることができない状況にあるときに交付することとされているが、国民健康保険の被保険者には様々な年代、属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとの事務連絡が発出されてございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 今の答弁で、国保加入者には全員一律に資格確認書を交付するわけではないということでした。

しかし、これは自治事務ですから自治体が判断すべきことではないですか、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 先ほどの厚生労働省からの事務連絡のほか、令和7年5月に開催されました北海道主催の市町村連携会議の中で、後期高齢者医療のように資格確認書を被保険者全員に交付してよいかとの市町村側からの質問に対し、北海道からは、資格確認書はマイナ保険証を持っていない被保険者のみ交付するよう回答がありましたことから、本市においても被保険者全員に交付することは予定していないところでございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 東京の渋谷区、世田谷区が、マイナ保険証の有無にかかわらず、一律交付を表明しているところです。厚労大臣も、衆議院の厚生労働委員会で、最後は自治体の判断という答弁をしています。一律に交付すべきと私は厳しく指摘をしておきたいと思います。

次に、国保と他の健康保険では所得補償という考え方が決定的に違うと思います。その違いについて説明を求めたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 協会けんぽや共済組合等では、被保険者が業務外の病気やけがにより仕事に就くことができず、給与を受けられない場合に支給される傷病手当金や、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられないときに支給される出産手当金がありますが、国民健康保険ではそういった制度がございません。

なお、コロナ禍において、期間限定で一時的に傷病手当金を支給してございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 それでも、コロナ禍では、所得補償の一環である傷病手当金という制度は旭川でも整備をしました。これはどういう考えによるものだったのか、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） コロナ禍における傷病手当金につきましては、国から、保険者が傷病手当金を支給する場合に国が特例的に特別調整交付金により財政支援するとの通知がありましたことから、この特別調整交付金の対象となる期間において実施してきたものでございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 傷病手当金については、国民の声や運動が大きくなって、国としても対応せざるを得なくなった。今、傷病手当金と同様に、所得補償に該当する出産手当金の創設を求める声が

上がっています。他の健康保険にはある出産手当金を創設すべきではないですか。見解を伺いたいと思います。

また、国民健康保険の中で、出産に関わって加入者に負担軽減する制度はあるのか、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 出産手当金につきましては、国において創設するとの考えは現時点で示されておらず、また、市独自に実施しようとなりますと財源の問題等もありますことから、実施は難しいものと考えております。

なお、出産者への支援につきましては、国において、令和5年11月1日以降に出産予定または出産された方に対し、その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分の保険料が減額される制度が創設されてございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 出産手当金はないということなのですが、出産予定者、出産された方にトータルで4か月間の保険料軽減があるということです。これはあまり知られていないのではないかと思います。昨年度の実績はどうなっているのでしょうか。

また、軽減は申請なのか職権なのか、その辺もお示しをいただきたいと思いますが、これ自体をもっと周知する必要があるのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 出産者の保険料軽減につきましては、原則、届出書の提出を受けたときに軽減しますが、出産育児一時金の申請等により届出書の事項が確認できる場合には、職権で軽減することも可能であります。

令和6年度の件数と軽減額につきましては、件数は、届出によるものが61件、職権によるものが64件の合計125件で、軽減額は合計で228万4千930円となっております。

また、制度の周知につきましては、市ホームページに掲載しているほか、保険料納付通知書に同封するお知らせ等にも掲載し、周知を図っているところでありますが、今後も、対象者が制度を知らなかったということがないように周知の徹底を図ってまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 保険料軽減については、令和6年度125件、228万4千930円の実績だということ、半分が届出であり、半分が職権で行うということでした。国保加入者は高い保険料を支払っているわけですので、漏れなく対応していただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁で、出産手当金の実現には財源が必要だということでした。しかし、対象者はそう多くはないと思われるので、大きな財源は必要としないのではないかと思います。前向きな検討が必要だと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 出産手当金につきましては、財源の問題以外でも、北海道では令和12年度に保険料率の統一を目指しており、現在、市町村の事務の共通化も併せて検討されておりますことから、国民健康保険制度において市独自の新たな施策として創設することは難しいものと考えておりますが、今後、出産者の生活状況等に鑑み、必要な支援等については国

や道に対して要望を行ってまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、高額療養費制度について伺います。

石破政権において、高額療養費制度の自己負担引上げ、これが大きな問題となりました。

旭川市国保における高額療養費制度の活用者数と金額についてお示してください。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 高額療養費の件数と支給総額について、過去5年間の推移を1千万円単位で申し上げますと、令和2年度の件数は5万8千855件で支給額は35億2千万円、令和3年度は、件数は6万447件で支給額は35億8千万円、令和4年度の件数は5万9千381件で支給額は35億円、令和5年度の件数は5万9千568件で支給額は36億2千万円、令和6年度は、決算見込みになりますが、件数は5万6千629件で支給額は35億1千万円となっております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 過去5年間、見ても、約6万件前後で推移して、支給額が35億円以上となっています。

私としては、セーフティネットとして重要な役割を果たしていること、活用者の生活支援の役割も果たしていると考えますが、市の見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で払う医療費が1か月で年齢や所得に応じて定められている上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度であり、誰もが安心して医療を受けられる重要な制度であると考えております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 この制度の自己負担引上げについては、石破首相は凍結と言いましたが、厚労省の中では検討が続いております。国民の生活状況を考えれば撤回すべきです。

市として、国に自己負担の引上げはやめよと要望すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 国保は、他の健康保険に比べて所得の低い方が多い状況であり、また、所得にかかわらず、難病やがんなどの疾病を有する方もいらっしゃいますことから、国においては、このような方々の声を丁寧に聞きながら、公費負担の拡充も含め、十分な検討を進めていただきたいと考えているところであります。

市といたしましても、今後、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて要望を行ってまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、2026年度の国保料の見込みについて伺います。

2026年度、来年、令和8年度になりますが、子ども・子育て支援金が創設されることとなります。子ども・子育て支援金は少子化対策ということですが、それを医療保険に上乗せして徴収す

ることになるから、これは禁じ手ではないかというふうに私は思っています。医療保険の種類によっても負担額が違うなど、問題視されています。

これが実施されると旭川市の高い国保料が引き上がることにつながるのではないかと思います、一体どのようになるのでしょうか。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 子ども・子育て支援金につきましては、令和8年度以降、医療保険料等と併せて負担していただく新設制度であります。こども家庭庁の資料によりますと、国保では、加入者1人当たり平均月額で、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と段階的に負担増となる見込みとなっております。

現時点では、これ以上の詳細な情報が国から示されておらず、今後、北海道を通じて通知される予定となっております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 今の答弁ですと、年額にすると数千円単位で保険料が引き上がることにつながるんじゃないでしょうか。

これまでも、国保の構造的な問題については市長の考えも伺ってまいりました。国保加入者の、できる限り負担を減らしてほしい、こういう声にどう向き合っていくのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 国民健康保険につきましては、高齢者や低所得者が多いといった構造的課題を抱えており、1人当たりの医療費の伸びに伴い、1世帯当たりの保険料も年々上昇している中、来年度は、子ども・子育て支援金制度により保険料の負担はさらに増えるものと認識いたしております。

そのため、市といたしましては、これまでどおり、保険料の急激な上昇に留意しながら、できる限りの負担軽減に努めるとともに、国に対し、公費拡充等について引き続き要望してまいりたいと存じます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、介護保険制度について伺いたいと思います。

まずは、介護の認定の遅延についてです。

介護の認定で遅延が起きていることは、ずっと取り上げてまいりました。昨年的一般質問でも取り上げて、全道の基準にまで期間を短縮したいという答弁を受けました。

私は、順調に期間短縮につながっているんじゃないかというふうに思っていたのですが、ところが、今年に入って、認定に時間がかかり過ぎだ、一体どうなっているんだと、声が寄せられました。

まず、現在はどうのような実態になっているのか、お示しいただきたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 要介護等認定に係る申請から認定までの期間につきましては、本年1月申請分の状況では53日を要しております。

本市におきましては、令和元年度上期において68.4日を要する状況になったことから、日程短縮に努め、令和5年度上期では全国・全道平均と差のない42.4日まで改善してきたところで

ございますが、今年に入ってから認定調査に日にちを要する状況になっているところでございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 今、答弁にあったように、一昨年と比べても、10日以上ですか、延びているんですよね。何でこんなふうになっているのかというのは、本当に不思議でなりません。

この認定なんですけども、新規と区分変更、更新と種類が3つに分けられていると思います。申請数はどのように推移しているのでしょうか。

新規と区分変更は直営で市が対応しているというわけですが、遅れが生じた直接の原因は何か、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 要介護等認定申請数の推移につきまして、直近3か月ほどの状況でお答えしますと、直営調査員が訪問調査を行う新規及び区分変更申請につきましては、昨年同期並みの月700件から800件程度で推移しておりますが、調査を委託している更新申請については、昨年同期が500件台だったのに対し、今年は700件台と増えている状況でございます。

要介護等認定に要する日程が長期化している原因といたしましては、昨年秋頃から直営調査員に欠員が生じたところでありますが、その補充が思うように進まず、また、今年度からは訪問調査を受託する事業者数の減少もあり、認定調査に日数を要する状況になっているところでございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 調査員の欠員が生じたということですが、以前も調査員が欠員となって遅れたことがありました。同じ理由で認定期間が延びてしまったことになりませんか。同じ轍を踏まぬように、私も視察に行つて必要な対応を求めました。欠員となった場合に、補充まで時間がかかります。職員が調査に行き、対応する方法も提案をしてみましたが、生かされることはありませんでした。影響を受けるのは介護サービスを必要とする市民です。認識が甘過ぎませんか。行政としての責任を果たしているとは思えません。見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市におきましては、過去に調査員の欠員から要介護等認定に60日以上を要したこともあり、その経験を踏まえ、調査員の増員や欠員の速やかな補充など、調査体制の維持に努めてきたところでございます。

しかしながら、近年、有資格者の確保が難しくなりつつあり、昨年度に生じた欠員の補充に時間を要したことや、補充後も一定の研修期間が必要なこと、また、申請数が当初見込みより増加しており、申請に対して調査が追いつかない状況が生じ、申請者やその御家族に御心配をかけているところでございます。

なお、現在は、直営調査員につきましては必要人数を確保しており、今後改善していくものと考えてございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 お聞きをすると、1か月は申請を受け付けてそのまま放置されているということなんですか。申請から認定まで法律で30日以内となっています。申請者は、いつ調査が来るのか、連絡を待っているんじゃないですか。

今年度になってようやく調査員は補充できてきたと伺いましたが、遅れを取り戻す、そうした対応が必要ではありませんか。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 要介護等認定に要する期間が長期化している状況につきましては、早急に改善していく必要があるものと認識しております。

そのため、直営調査員については必要人数を充足いたしました。さらに、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会にも協力を仰ぎながら、委託調査の増加に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、引き続き、訪問調査の体制の確保を図り、認定までの期間短縮に努めるとともに、ターミナルケアなどで特に認定を急ぐケースにつきましては優先して調査を行うなど、可能な限り申請者の状況に配慮した柔軟な対応を行ってまいります。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 この後、ちょっと、どうなっていくのか、注視をしていきたいと思えます。

次に、訪問介護事業所の実態についてお聞きしたいと思います。

訪問介護事業所の実態ですね。昨年、介護報酬の改定がありまして、経営が本当に厳しいという声が、今、1年後に上がっているという状況です。旭川市内における訪問介護事業所の数はほとんど変わらないようです。ただ、事業所の数は変わっていても、経営状況は悪化しているというふうに考えられます。

市として、訪問介護事業所にどのような影響が生じていると認識しているでしょうか。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 介護事業所の経営状況につきましては、市として把握はしていませんが、介護及び医療施設への貸付事業等を行っている独立行政法人が令和6年に実施した調査によりますと、前年同期に比べ、サービス活動収益が減少した訪問介護事業所数の割合は42.6%となっており、他の事業所類型と比較して最も高い割合となっておりますことから、経営面での影響がより強く生じているものと捉えてございます。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 次に、訪問ヘルパーの養成について伺います。

私は、訪問介護事業所の経営問題とヘルパーの養成について、市と問題意識を共有してきたというふうに思っています。ヘルパーによる訪問サービスがあって在宅で住み続けられる人たちがいます。しかし、ヘルパーの高齢化などで成り手がいないという状況に、今、なっています。

そこで、ヘルパー養成の事業を行ってきたと思いますが、この間、どのような効果があったのでしょうか、お示してください。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 訪問介護員につきましては、資格取得の支援を通じて人材確保につなげるため、市内での介護職員初任者研修の開催等を行っており、令和6年度は定員30人に対して19人が受講したことから、資格取得者の拡大については一定の効果があったものと捉えてございますが、人材確保の点からは、それらの資格取得者の就労状況や従事している業務内容の把握などを含め、引き続き検証が必要であると考えております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 2年前から事業として予算を使ってきたと思うんですね。介護事業所の周辺業務を担う人を見つけることができてきたというふうな話を聞いています。ただ、ヘルパーそのものの育成にはあまり効果がなかったのかというふうなことで話が寄せられました。

今後、ヘルパーの不足に対して、どういう展開、どういう展望を考えているのか、伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 訪問介護につきましては、資格取得の支援を通じた人材確保の取組のほか、資格を持たなくても従事可能な業務を元気な高齢者に担っていただく取組や、より多くの時間をサービス提供に振り向けることができるよう制度運用の見直しなども実施しており、それらも業務量の負担を軽減する効果があるものと考えております。

今後、本市においても後期高齢者人口数の増加が見込まれることから、訪問介護員をはじめとする介護従事者の必要性が高まる一方、少子化の進行により人材確保の困難性が高まることも想定されるため、引き続き、訪問介護員の確保に向けた取組と、その専門性を効果的に発揮できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） まじま議員。

○まじま隆英議員 最後、介護保険制度充実に向けてということで通告しました。

介護保険の目的は、住み慣れた自宅で住み続けられることにあったはずですが、そこをサポートする訪問介護事業所の経営が成り立たなく、立ち行かなくなっています。

北海道においては、2024年12月末の時点ですが、訪問介護事業者ゼロが14の自治体であって、残り1となっている自治体が68あるということなんです。これでは、自宅ではなく施設に入るほかありません。こうした結果を招いたのは、専門性を持ったヘルパーの処遇改善が足りなかったからではないかと思います。ヘルパーの処遇改善も十分なものではなかったと思います。

介護労働者の賃金は今でも全産業平均より月5万円低いと言われ、人手が不足している状況です。ヘルパーは有効求人倍率が高いけれど、人が集まらないことが常態化をしているということなんです。

まずは、2024年に引き下げた訪問介護報酬を元に戻す、このことを国に働きかけることが必要だと思いますが、最後に見解をお伺いして、私の一般質問を終えたいと思います。

○副議長（高見一典） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 介護報酬の動向は介護事業所の経営に大きく影響することから、本市としても実態を的確に反映した介護報酬となるよう、国に対し、要望を行っており、また、国の調査では、令和9年度の見直しに向けて、訪問系サービスの実態を詳細に把握するための調査項目の追加等が示されているところであります。

今後、国の検討状況の把握に努め、訪問介護事業所が地域において安定的にサービスを提供することができるよう、適宜、対応を求めてまいります。

○副議長（高見一典） 以上で、まじま議員の質問を終了いたします。

（まじま議員、議員席に着席）

○副議長（高見一典） 次に、横山議員。

（横山議員、質疑質問席に着席）

○横山啓一議員 それでは、通告に従いまして、大きく4点、取り上げさせていただこうと思います。

まず、インクルーシブ教育の推進についてということで、何問か質問をさせていただきます。

今津市長は、4年前の市長選挙でインクルーシブ教育の推進を公約に掲げて当選を果たしていらっしゃいます。今回、改めてお伺いをしますが、そのインクルーシブ教育というものは、国や文科省が進めるいわゆるインクルーシブ教育システムの構築の推進ということなのか、それとも、障害者権利条約第24条の教育条項に示されている、いわゆる社会モデル、人権モデルを基礎としたインクルーシブ教育の推進なのか、そのいずれなのか、見解をまず伺いたと思います。

○副議長（高見一典） 今津市長。

○市長（今津寛介） 子どもたちが、障害の有無にかかわらず、共に学ぶことが重要である一方で、特別な教育的ニーズに応じた支援を求める声もあり、多様な学びの場を確保することも必要であると認識しております。

このため、国際条約が掲げる理念を尊重しながら、多様性を認め合う共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムを推進してまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 ただいまの答弁は、共に学ぶことは重要であるけども、一方で、特別な教育ニーズに応じた支援を求める声もあるということで、いわゆるインクルーシブ教育システムの推進ということに重きが置かれているのかなど。

捉えようによれば、どちらも推進するというように聞こえるんですが、国連の障害者権利委員会は、2022年9月の総括所見の中で、日本のインクルーシブ教育は分離教育であるというふうに批判をして、普通学校への通学保障を求める勧告を出しています。つまり、国、文科省が進めるインクルーシブ教育システムは、障害者権利条約が実現を求めているものとは違うんだというふうに指摘をされて、是正を求められたということになります。

このことについては、市長はどのように認識していらっしゃいますでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 障害者権利条約では、障害のある子どもも、ない子どもも共に学び、成長できる教育環境の実現を求めており、本市においては、子どもたちが、同じ場所で共に学び、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことができるよう、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導を的確な場で提供していくことが重要であると考えております。

条約の履行に関しましては、障害者権利委員会から勧告があったことを踏まえて、国においては支援の在り方の検討、充実を行ってきていることから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 議員になって私は6年が過ぎたところになりますけども、一般質問のほかにも、様々な質疑の機会で見積りの特別支援学級の実情について課題を指摘してきたつもりです。

特に、少子化によって児童生徒数が減少している中で、特別支援学級に在籍する子どもたちが増えている。特に、発達障害、または障害を疑われて支援学級に措置されている子どもたちが急増しているという、そういう現実があるということについて、改めて、どのように現実を分析していら

っしゃるのでしょうか。

○副議長（高見一典） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 発達障害等が広く認知されるようになり、あわせて、特別支援に関わる学校現場での取組も広く知られるようになったことなど、特別支援教育への理解が進んだことを背景に、特別支援学級での学びを希望する保護者や児童生徒が増えてきたものと考えております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 市教委は、この答弁をずっと繰り返してきているわけなんですけども、聞き取り方によっては、この状況は仕方がないことで、歓迎しているとは言わないけども、いい状況だというふうに受け止めているというふうにも聞こえてくるんですね。

ところが、現実には、全ての学校がという意味ではありませんが、特別支援学級っていうのは、学年を問わず、1学級8人で担任1人配置という状況があります。8人ですから、例えば、1年生2人、2年生2人、3年、4年、5年、6年1人でも担任は1人です。

個別の教育的ニーズに応じた指導とおっしゃられますが、学年が違う、発達段階が違う子どもたち8人を1人で見なければならぬ現実。交流学級に行っているのだから、8人を1人で見るということは現実にはないのかというふうに思われることもありますが、学級の担任は、その時間をどう配分するかということで非常に頭を悩ませていて、子どもについていくこともできないから、普通学級の担任にほぼお任せをしているというような現状もあるようです。担当している教員から、よくそういう話を聞きました。

今、学校現場は慢性的な教員不足を引き起していますが、その原因の一つは、マンパワーという言い方をしたらちょっとあれですけども、限られた教員を、結局、特別支援学級の担当に回さなければならないという構造的な問題もあるのではないかなというふうに思っています。

特に、発達障害を抱える子どもたちは、普通学級で共に学び共に生活することこそが必要であって、ほかの子どもたちも関わり方、付き合い方を時間をかけて学んでいく。それを保障できていないという学校現場の課題をどのように認識しているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 特別支援学級の児童生徒数が増加する中、学校では、今まで以上に特別支援学級と通常の学級の担当教員との連携強化に加え、個別の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要となります。また、教員が正しい知識や技能に基づき、適切に交流及び共同学習を運営することも必要となります。

このため、研修会を通じて教職員の専門性を高めていくとともに、指導方法の改善に対する助言や、補助指導員の配置拡充など、必要な支援に取り組んでいるところでございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 なかなか認識を共有できないなということをいつも歯がゆく思っているところですが、ちょっと視点を変えたいと思います。

乳幼児健診等を通じて早期に障害の疑いを発見されたというか、指摘をされた保護者は、就学が近づくにつれて個別の指導を受けられると信じて支援学級措置を受け入れる、そういう現実があるということを保護者の一部の方からよくお伺いすることがあります。一方で、障害特性を持ちながら普通学級で同じように学ばせたい、生活をさせたいという選択を希望する保護者もいるわけです。

が、市教委が決定、通知した就学先の判断に対して、不承諾というふうに回答した保護者の件数はどれぐらいあるでしょうか。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 通常の学級以外の学びの場については、保護者が特別支援学級等への入級または通級を希望し、申込みがあった場合に就学相談を実施の上、決定をしております。

過去5年間の就学相談では、年平均で270件ほどの申込みがあり、そのうち、教育委員会が決定した就学先の通知に対し、承諾しないとの回答は、年平均で7件ほどとなっております。これらの方々は、いずれも希望された学びの場に就学しておりますが、今後もより一層、本人や保護者に寄り添って対応をまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 今の答弁はちょっと矛盾があるんですね。通常の学級以外の学びの場については保護者が入級、通級を希望しと。ということは、通常学級を希望する親は就学相談をして決定をしてないんだというふうに読み取れるんですけども、じゃ、なぜ承諾していないのが7件も出るのかと。現実には逆の状況が生まれているというふうに認識をしています。数はたくさんではもちろんないんですけど、少なくとも年で数件のケースがあるということです。

結果が希望どおりだから問題ないというふうに教育委員会は認識しているのでしょうか。保護者の中には、特別な配慮は支援学級措置でなければ受けられないと誤解している方もいらっしゃいます。発達相談、就学相談と言いながら、不承諾なら、あとは学校と話してと言われた保護者もいるそうです。市教委はそこまで支援をしてくれないんだなということで絶望したというお話も伺いました。僅か数件でも、こんな不幸な形で小学校生活をスタートさせる6歳の子どもがいるという現実を認識していただきたいなというふうに思います。

特別な教育的ニーズに応えると言いながら、保護者が承諾しない、もしくは子どもが納得しない結果を押しつけている現実もあるのではないかなと思います。教育委員会の認識を伺いたいです。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 就学相談では、障害などの状況を就学基準に照らし合わせ、教育委員会がそれぞれの教育的ニーズに対応した学びの場での支援が可能であると判断した場合、その内容を保護者にお知らせし、本人及び保護者の意向を最大限尊重した上で決定をしております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 最大限尊重とおっしゃったのが、ちょっとくせものなんですよ。最大限というのは全部という意味ではないので、そこでやっぱり掛け違いが起きているということをぜひ認識していただきたいと思います。

昨年、障害児の高校進学を実現する全国交流集会在、旭川を会場に2日間にわたって開催されました。その中で、市内の中学校で3年間、障害を持つ子どもとそうではない子どもたちが共に普通学級で学び、過ごしたと。その意義を、子どもたち自身が、もう既に現在は子どもではないんですけども、全国に発信をしていました。その思いは、今年の3月に、教育長をはじめ、教育委員会の皆さんにも直接聞いていただきました。ありがとうございました。

もともとインクルーシブ教育が進んでいた関西圏以外でも、特に神奈川県内、海老名市ですとか

藤沢市などで、全国的にいわゆるフルインクルーシブと言われるような動きが加速している現状があります。今年、そちらにも視察に行きましたけども、東京大学の大学院、バリアフリー教育開発研究センターが、学校のいわゆるフルインクルーシブの実践を側面から支えるため、理論的な研究と現場のサポート事業を始めています。

普通学級で共に学ぶ、普通学校へ進むための施策を旭川からこそ進めていくべきではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。

○副議長（高見一典） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） ただいまお話がありましたように、障害があるということが特別なことではない、何のハードルもなく、そのままの生徒をクラスメートの一人であるという認識を持って通常の生活をしているということは、大変意義深いことであるというふうに感じたところであります。

児童生徒が、障害の有無にかかわらず、同じ場で共に学び合うという中でお互いの個性を認め合うということが重要であるとの認識に立って、特別支援教育を推進しているところであります。また、義務教育修了後の教育に当たりまして、多様な学びの場が個々のニーズに応じて提供されるということも必要であるというふう認識しているところであります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 ありがとうございます。

今後とも、ぜひ、当事者、また市民団体との交流は継続をしていただきたいと思います。

この項目の最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

昨年9月に公表されたいじめ重大事態再調査委員会報告の提言の中には、いわゆるインクルーシブ教育に関する言及もなされています。障害を持った子どもとそれ以外の子どもたちをどう育てていくのかという観点で言及されていたと思いますが、支援学級とか支援学校という切り離された場では学べないことこそが重要だということを、この提言は触れているのだと私は思っています。市内の中学校で学んだ子どもたちが、それを教えてくれました。

真にいじめ問題を解決し、なくしていくためには、そういった学校や学級空間こそが必要であって、旭川モデルだけで解決できるものではないと私は受け止めています。教育長とともに、市長も何らかの決断をすべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 誰一人取り残さない旭川の実現には、年齢や性別、障害のある、なしにかかわらず、それぞれが個性や差異を認め合い、自らの能力を発揮でき、可能性に挑戦できることが不可欠でございます。特に、障害のある子どもたちについては、自立と将来の社会参加を見据え、義務教育だけではなく、高等教育も含めて学びの場の選択肢を保障することが重要と考えております。

引き続き、当事者の皆様の意向を尊重し、丁寧な対応に取り組み、あわせて、国や北海道教育委員会に対しては、必要な環境整備やその充実を要望してまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 ぜひ、市長には、直接、その子どもたちの声を聞く機会をつくっていただきたいと思います。

次に、ユネスコデザイン都市と市政というテーマで、何点か質問させていただきたいと思います。

ユネスコ創造都市ネットワークに加盟認定後、5年以上が経過したところですが、市政にはどの

ような変化や効果があったというふうに市は受け止めているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 2019年にユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野に加盟認定後、国内外の創造都市との交流や、デザインに関する市民向けのセミナーやイベントの開催等に組み組んでまいりました。また、令和5年度には、石川俊祐氏にチーフ・デザイン・プロデューサーに就任いただき、フードフォレスト旭川構想や旭川市デザインシステムの推進をしており、市民がデザインを身近に感じられる機会の創出に努めているところでございます。

これらの産学官の連携した取組により、デザインに対する市民の理解が深まってきたとともに、昨年10月に本市で開催されたデザイン都市会議では、国内外23都市から48名の参加があり、本市の魅力である豊かな自然環境や産業、文化を、企業や市民、164名に及ぶ学生ボランティアが関わり、世界に向けて発信し、高く評価を受けたところでございます。

こうした取組を通じましてデザインによるまちづくりの可能性を実感し、シビックプライドの醸成が図られてきているものと認識をしております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 ただいま答弁にありましたように、個別の取組についてはいろいろ実践されているということは十分理解をしているところなんです。旭川市がユネスコ創造都市としてどのような市政を目指そうとしているのか、また、どのようなまちづくりをしようとしているのか、その全体像ですとか具体的なビジョンや方向性が、私は、見えていないのではないかなというふうに認識をしています。少なくとも、多くの市民にその旭川の方向性が理解、共有されているとは言えないのではないかなと思います。認識を伺います。

○副議長（高見一典） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） デザイン都市の推進に当たりましては、行政だけではなく、産学官金の連携組織でありますあさひかわ創造都市推進協議会が中心となって様々な取組を進めているところでございます。この推進協議会では、ユネスコ創造都市のネットワークを生かし、本地域が持つ自然や豊富な地域資源をデザインの力で価値を高め、自然や人を大切にしたい魅力的で持続可能な地域社会の実現を目指し、自然・人・文化で育む「デザインの森」を創出するという理念を掲げているところでございます。

また、昨年、本市で開催したデザイン都市会議で承認されましたデザイン都市旭川宣言においては、デザインの目的は幸せを増やすことや、デザインの力で自然と社会の調和を図るなど5つの項目を掲げ、世界のデザイン都市共通の考え方を示したところでございます。

デザイン創造都市旭川が目指すのは、デザインの力を通じて、市民一人一人が地域に誇りと愛着を持ち、経済、環境、文化などあらゆる分野の創造的な取組に主体的に関わることができるまちであると考えております。今後も、市民や関係者こうした理念や考え方、目指すべき方向性を共有しながら、デザインを活用した持続可能な都市の実現に向けて一つ一つの取組を着実に進めてまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 長いスパンを持って取り組まなければならないことだと思っておりますので、答弁にありましたデザイン都市旭川宣言がいかに具現化されていくのか、ぜひ見守っていきたく思います。

さて、今年度、デザインシステムの導入が新年度方針で掲げられました。2023年の第2回定例会で、住民票等の証明書用紙のデザイン変更について一般質問で取り上げさせていただきました。その際、ユネスコ創造都市への加盟を機に、当時はデザインルールと言っていましたけども、デザインルール整備の意向がある、そんなふうな答弁をされていたのですが、今回のデザインシステムの導入もユネスコ登録と関係がある、そういう押さえでよろしいでしょうか。

○副議長（高見一典） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 2019年にユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野に加盟し、官民一体となってデザインの普及と認知向上に取り組む中で、市から発行するチラシ等の広報物のデザインに統一感がないといった課題を抱えており、これらを解決する手法について、本市と石川チーフ・デザイン・プロデューサー、石川CDPが協議を重ねる中で御提案いただき、導入に至ったものでございます。

石川CDPは、国内外でデザイン思考やデザイン経営を実践するなど、活動実績や幅広い人脈を持つ専門家であり、その知見を生かしたデザインシステムの導入は、デザイン創造都市の活動を効果的に進めるための方策の一つであると考えております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 では、デザインシステムの導入は何を目的にしているのか、もう少し具体的に答弁をいただきたいと思います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 旭川市デザインシステムは、デザイン創造都市にふさわしいデザインと統一感をつくり上げ、市民に対し、デザイン創造都市としての認知度を高め、シビックプライドを醸成していくとともに、国内外に向けてデザイン創造都市としてのブランディングや価値の向上を目指していくことを目的としております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 では、このシステムの導入に関わって、市民の声というものはどのように反映されたのか、またはされていないのか、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） デザインシステムは、市及び関係団体などが情報発信や行政サービスを行う際のルールと仕組みであり、導入に当たってアンケート等は実施しておりませんが、デザインシステムを構成する要素やパターンについては、明治44年に制定されて以降、100年以上もの間、市民の皆様目に触れてきた伝統と歴史のある北斗星に由来する記章を基にすることで、市民にとっても親しみやすく、シビックプライドの醸成につながることを念頭に作成いたしました。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 結局、また同じことを繰り返しているのじゃないかなと私は思うんですね。市民に対して具体的な告知はほとんどされていないんじゃないかなと思います。先ほど、石川CDPの名前も出されましたが、これは、石川CDPのアイデアでは多分ないんだと思います。誰がどんな思いでこのアイデアを創り上げていったのか、込められた意味も十分伝えられていないと思います、今、答弁をいただきましたけど。

何となく既成事実を積み重ねるようなやり方でやって、やっていますよというだけになっていな

いか、市民の理解や共感をこれで得られるというふうに考えているのでしょうか、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） デザインシステムについては、市民にデザインというものを身近に感じていただき、デザインの力でまちづくりを展開していく一つのツールであり、これまでに、市のホームページのほか、令和6年6月の市長定例記者会見や翌月の広報誌において紹介をしております。広報誌では、デザインシステムの説明や導入の目的、具体的な展開例、石川CDPへのインタビューなどを掲載しております。

現在は、デザインシステムの普及段階であり、全庁を挙げてポスターや各種イベントのチラシなどで活用を行っているところでございます。また、本年6月13日には、スポーツメーカーとデザインシステムの有効活用に関する協定を結び、民間企業の協力もいただきながら、デザインシステムのさらなる普及展開を図ることとしております。

今後とも、市民や行政の情報共有を円滑にするツールとして、市民の皆様の理解を得られるよう丁寧に説明をまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 答弁いただいた内容も、市から市民への一方通行でしかないんじゃないかなと思うんですね。勝手にと言いたくはないですけども、マークを勝手につくっておいて具体的な告知も十分されない。それが市民に果たして受け入れられるものなのか。

デザインシステムでデザインが変わったことを、どこまで市民が認知をしているのでしょうか。それよりも、市民にも共感されて、使ってみたいとか、そういうような仕組みづくりこそが必要なのではないかなと思います。例えば、地元のデザイナーや一般市民のアイデアが採用されるというようなことこそが必要だったんじゃないかと思いますが、見解を伺います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今週末から開催されますあさひかわデザインウィークでは、10年目の節目を迎えることに合わせ、地元のデザイナーなども参画する実行委員会側から、デザインシステムを活用したロゴのリニューアルについて前向きな御提案があり、デザイン都市旭川にふさわしい新たなロゴが誕生するなど、デザインシステムは着実に浸透が図られているものと認識しております。

今後、さらに、市民をはじめ、民間企業や団体などに知っていただき、使っていただけるよう外部展開の検討を進めてまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 これ以上、ちょっと、続けてもあれなんですけども、デザインが、私は、市民だけではなくて、市役所内でも十分に共有されていないんじゃないかなというふうにちょっと感じるがありました。

今年4月の中頃だったと思いますけども、いつの間にか、エレベーターホールや階段の踊り場に、A3判だったかな、コピー用紙がこっそり張られて、記章を基にしたデザインだとかAのデザインがぺたぺたと貼られていました。コピー用紙かと思って眺めていました。今は張っていないですよ。どうしちゃったんでしょうか。

私たちにもバッジが配られました。配られただけで、どうするのか。個々が判断すればいいだけ

の話でしょうけども、何か、上から知らしめるといふか、強制的に使用させて認めさせようとしているんでないかなという印象をちょっと受けるんですけども、見解を伺っておきたいと思います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） デザインシステムの庁内外への浸透を図るため、段階的に取組を進めているところであり、その一つとして庁舎内にポスターを掲示しているところでございます。

ポスターにつきましては、まずはデザインシステムを市民の皆様にご覧いただくことや職員への周知を目的としておりますが、今後、さらに庁舎内での協力連携による積極的な活用に加えて、外部展開を進めていくなど幅広く取組を広げながら、デザインシステムの目的であります旭川らしさを生かした分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 突然、方針に現れたり、いろいろなものが表に出てきて、いつの間にか決まって、誰のアイデアなのか具体的に知らされない。非常に不透明さを感じているんですね。それは、私だけではないんじゃないかなと思いますけども。今さら、デザインシステムを、全部、一から直せということにはもちろんならないですし、デザインシステムそのものを批判しているわけではないんですけども、やっぱり、市民不在の決定になっていないか、もうちょっと、ぜひ検証をしていただきたいという思いをお伝えして、これについては終わりたいと思います。

続きまして、たしか、これも今年の4月だったと思いますが、市民の方から、こんなお話をされました。市長さんは元気なんですかと聞かれました。えっ、どうしたんですかと。いや、広報「あさひばし」から市長さんの写真が消えたんで、病気か何かなのかと心配される声だったと思うんですけども、そもそも、広報「あさひばし」の市長の活動記録のページはどのような目的で編集されているものなのか、担当課から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（高見一典） 土岐市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 広報誌「あさひばし」の市長の活動記録「今津市長がゆく！」のコーナーにつきましては、日頃どのような活動をしているのか、市長の活動を通じて市政を身近に感じていただくことを目的に掲載を始めたところでございます。

その中では、市の事業や取組、イベント、国等への要望活動、各種団体から御案内をいただいた行事等に参加している様子、市役所を表敬訪問された皆様の紹介なども含め、市政の動きをお知らせするとともに、市民や各種団体の方々の活動や活躍される姿などを広く発信するよう心がけてまいったところでございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 では、2025年の4月号から活動記録、市長の写真がなくなったのは、どのような編集方針の変更等の判断がなされたのでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 市の広報誌では、今津市長の就任前から、市長選挙のある年度において、選挙が終了するまでの間、市長の写真掲載を控えてきた経緯がございます。このため、新年度4月からの広報誌では、過去からの慣例に倣った対応とさせていただいて、市政の動きや主な施策、事業の展開などについて市民の皆様にお知らせするコーナーとして掲載をしているところでございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 これは、今津市長だけの話じゃないんだ、過去もそういうふうな慣例で行われてきたということなんですけども、では、過去の慣例がなぜそんな判断で行われていたのかということについては御説明いただけますでしょうか。誰のと言ったらあれですけども、どういう判断、どんな意図で行われてきたことなのか、御説明ください。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 公職選挙法では、第143条第16項の規定によりまして、政治活動用ポスターなどを除き、個人の政治活動に使用される文書図画で氏名または氏名が類推されるような事項、例えば顔写真を表示するものを掲示する行為は禁止をされております。また、政治活動用のポスターの掲示でありまして、同条第19項の規定によりまして、地方公共団体の長の任期満了の日の6か月前の日から選挙の期日までは禁止をされております。

これを踏まえまして、市の広報誌自体は、政治活動に関する文書図画に該当するものではございませんが、全戸配布という性格を持つものでもあり、市長選挙のある年度においては、選挙が終了するまで市の広報誌への市長の写真掲載を控えてきた経緯がございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 私は、性格がねじ曲がっているのでどうも真っすぐに受け止められないところもあるんですけども、今おっしゃったように、公職選挙法には抵触しないということは理解をしますが、でも、全戸配布だから選挙前は控える判断をしたんだということになると、じゃ、それより以前は政治活動としての目的を若干帯びていたというふうに捉えることもできるんじゃないかなと思うんですよね。公選法に触れない文書なんであれば、そのまま継続して構わないんじゃないか。控えるということは、何かちょっと触れられたくない意図があるのかなとみなされても仕方がないのではないか、誤解を生じる部分もあるのではないかなというふうに思います。

4月以降の誌面は、多くの市民が登場して、様々な分野の方たちがまちを支えているということがよく分かる誌面になっているというふうに評価をしています。私は、ぜひ、市民だけではなくて、様々な部署で市長と市政を支えている市の職員、4月から新しく市の職員になった方たちも含めて、または、旭川市で成長している子どもたちなんかを取り上げるとか、もっとたくさん取り上げるべき人がいるのではないかなというふうに思っているんですけども、市長選挙後、また市長活動記録は復活することになるのか、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 現段階では、市長選挙後のことにつきまして申し上げられる状況にはございませんが、過去の事例で申し上げますと、選挙後には市長の写真掲載を改めて行っている経過がございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 未来の話なので、それ以上は問わないこととしますが、市政を代表する立場の市長の活動記録ですので、十分、意義を認めないわけではないんですけども、場合によっては、貴重な誌面をもっとほかのことに効果的に使っていただきたい、そういう市民の声もあることはぜひ受け止めていただきたいと思います。

最後に、昨年も第2回定例会で伺わせていただきました。市長はまたかと思われるかもしれませ

んが、また、一昨日、石川厚子議員も触れられた件ですが、政教分離原則と市長の政治姿勢ということについて、昨年と全て重複しない形で幾つかお伺いをさせていただこうと思います。

残念ながら、昨年の一般質問での指摘ですとか、それから、市民団体の要望を受け入れない形で、今回も市長は慰霊大祭に参列をしていると思いますが、どのような判断で参列をしたのか、改めて見解を伺います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 6月5日の北海道護国神社慰霊大祭には、私人として参列をいたしました。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 私たち議員、私だけでないと思うんですけど、議員の皆さんにも案内状が個別に届いて、出席の場合、返信をしてくださいということを求められていました。

市長宛てにはどのように案内をされてきたのか、また、どのような出席の回答をしているのか、お伺いをします。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 護国神社側からは、市長宛てに参列の御案内がありまして、慰霊大祭に参列する場合に同封されたはがきにより返信することとなっておりますが、旭川市長としては参列しないため、返信はしていないところでございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 市長は、私人としての参列を判断して、何らかの形でお返事をしたんだと思いますので、これ以上はお聞きはしませんけれども、私人としての参列を全否定するつもりは、私はないんですね。それは、市長にも信教の自由はありますので。

ただ、やはり、同じように今年も旭川市長と書かれたりボンを着用して、旭川市長と呼ばれて参拝し、玉串を奉納している。ほかから見れば、私人とは言えないのではないかというふうに見られても仕方がない要素があったのではないかなというふうに思います。

護国神社は慰霊施設ではありませんので、宗教法人施設でありますし、慰霊大祭は宗教行事でございます。市長にも信教の自由があることは十分理解しながらも、外形的には旭川市長が参拝をしているというふうにやっぱり映ってしまうんじゃないかなと思います。そして、それらが、他の宗教施設や行事と比べて、市長が深い関わりを示している象徴的な意味を持つのではないかと。これが、憲法の政教分離原則に反する、または疑われる行為というふうに映るのではないかなというふうに思います、そのことは改めて指摘をしておきたいと思います。

具体的に、ちょっと、その部分は答弁をいただかないですが、市長は私人として参列をしたとおっしゃいますが、結果的に、市長の真意と違って公人的な取扱いをされているわけですね。外形的には、今言ったように解されても仕方がない要素があったのですから、何か違う方法が、やっぱり、私はあったのではないかなというふうに思います、改めて、市長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 今回の参拝に当たりまして、公務としてではなく、あくまでも私人としての立場で参拝させていただき旨を神社側に事前にお伝えをしておりましたし、訪問の際には、職員も随行も伴わず、公用車も使用せずに、自分でお伺いをいたしているところでございます。また、

当日、玉串奉奠の際に旭川市長今津寛介と呼ばれたことや、主催者側からリボンなどを御用意いただいた点については、礼を失することのないよう主催者の御案内に従って対応させていただいたのでございまして、これらの対応は政教分離の原則に反するものではないと認識をいたしております。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 繰り返しますけども、市長の真意とは異なって公人と遇されたのではないか、その疑いは晴れないのではないかなと思います。これは、去年の慰霊大祭でも経験されていることなので、そうされることを分かって同様に参列したということは、市長がそれを受け入れたというふうに理解されても仕方がないのではないかなというふうに思います。

答弁はいただきませんが、護国神社に別の対応を求めるか、別な形で参拝するべきなど、何らかの検討をすべきではないかということは指摘をしておきたいと思います。

最後に、慰霊大祭前の5月下旬に、市民団体から要請の機会をとということで面会を求められていたと思いますが、残念ながら、日程が合わないということで、市長の様々な思いを含めて意見を交わしたいという市民の求めが残念ながら無視をされた形になりました。

市長には、改めて、様々な市民意見を受け止めて共通理解を図っていこうという考えはないということなのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 今回の要請につきましては、公務の都合上、日程が合わなかったことから、団体側に事前に御了承をいただいた上で副市長が代理対応したところでございまして、要請の内容については承知しているところでございます。

○副議長（高見一典） 横山議員。

○横山啓一議員 文書回答をいただいたことも承っております。ですが、2度、3度、要請をされた上での話なので、これだけ会いたい、会いたいと言っているのだから、市長のほうが何とか都合をつけて会っていただくということは、先ほどインクルーシブ教育の面会を求めた団体からも実は言われておまして、どうやったら市長は会ってくれるんだろうか、直接、やっぱり、市長に聞いてもらいたいという強い思いを持っていらっしゃると思いますので、いつまでには言いませんけれども、何らかの形でしっかり市民に向き合う、そういう態度で市政に向き合っていただきたいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（高見一典） 以上で、横山議員の質問を終了いたします。

（横山議員、議員席に着席）

○副議長（高見一典） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後3時05分

○副議長（高見一典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

金谷議員。

(金谷議員、質疑質問席に着席)

○金谷美奈子議員 それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

春光台公園風の子館解体方針の課題について伺います。

風の子館は、日本建築学会会長まで歴任された建築家の作品です。全国に存在している仙田作品は、価値あるものとして、解体することなく改修して再利用がされています。しかも、風の子館の構造体はまだまだ使えることが大学教授の田川氏の調査で明らかとなっています。

大型木製遊具風の子館について、これまでの経過を伺います。

○副議長(高見一典) 富岡土木部長。

○土木部長(富岡賢司) 春光台公園の大型木製遊具風の子館につきましては、平成4年から6年にかけて整備され、この公園を代表する遊具として長く使用されてきましたが、老朽化により、平成29年から部分的に使用禁止の措置を講じ、令和5年に施設全体の安全な利用が確保できないと判断し、全面使用禁止として現在に至っております。

令和5年度から後継となる遊具の検討に着手し、設計作業と並行して近隣小学校でアンケート調査を実施したほか、春光台公園運営協議会での意見交換、旭川市緑の審議会での審議、市のホームページを活用した意見募集などを行い、令和6年3月末に更新整備案を本市のホームページに公表しております。その後、風の子館を修繕しながら有効に活用する手法も検討すべきという市議会での議論や、それと同様の内容の要望書が市民団体から提出された経緯がございます。

本市といたしましては、安全性を第一に考え、更新整備としたところでございますが、SDGsやゼロカーボンなど地球環境に配慮した取組の重要性を踏まえ、改めて整備の在り方を検討する調査を、今年度、業務委託により実施することとしたところでございます。

○副議長(高見一典) 金谷議員。

○金谷美奈子議員 新しい遊具に建て替えるという計画を保留として、改修してほしいとの市民の声や要望が入っているとお聞きをいたしました。

要望書はどのような内容なのでしょうか、お聞かせください。

○副議長(高見一典) 土木部長。

○土木部長(富岡賢司) 令和7年3月に、春光台公園風の子館を守る有志の会から要望書が提出されており、主な内容といたしましては、解体撤去を一旦立ち止まり、市民や専門家の意見に耳を傾け、ユネスコデザイン都市にふさわしい方向性を検討すべきであること、建築的な立体性があり、季節を問わず遊べるように開発された遊具で、遊環構造と呼ばれる理論を適用するなど、既製品の遊具にはない、代え難い魅力と価値を有したものであり、当初のデザインの完全な再現を目指すのではなく、予算に合わせてどの範囲まで改修するかを検討すべきであることなどの内容となっております。

○副議長(高見一典) 金谷議員。

○金谷美奈子議員 風の子館の建築物としての価値や建築学、子ども環境学からの評価について、また、日本初の屋根つき大型遊具で、平成8年度旭川市の優良景観認定施設に選ばれております。文化施設であり、貴重な財産です。

市の受け止めはどうなっているのか、見解をお聞かせください。

○副議長(高見一典) 土木部長。

○**土木部長（富岡賢司）** 風の子館は、背後に自然林が広がる緩やかな傾斜地に設置された、今までにない遊びの要素を持つ、四季を通じて利用可能な遊具でありまして、公園全体とのつながりを考慮したデザインを基本として、子どもたちの多様な身体活動を伴う遊びを体験できる遊具として多くの子どもたちに親しまれてきたものでございます。また、建築的な立体性のある木の温かみと緑と調和した施設として、都市景観の面からも評価を受けている施設であると認識をしております。

○**副議長（高見一典）** 金谷議員。

○**金谷美奈子議員** 改修による費用のほうはるかに低コストとなるのではないのでしょうか。これまでメンテナンスはしていないように思っています。

このたび、一度立ち止まりました。木製の風の子館解体方針を保留とし、1億円以上かけてプラスチック遊具設置としていたことを再検討するために今回の改修方針検討業務委託を行ったとのことですが、目的、内容についてお聞かせください。

○**副議長（高見一典）** 土木部長。

○**土木部長（富岡賢司）** 今回実施いたします委託業務は、風の子館について改修手法を立案し、経済性を含めた様々な角度から検証を行うことを目的としております。

業務内容としましては、健全度調査により施設の状態の把握を行うほか、破損箇所等の修繕や補修を主とする手法での改修案や、現状のデザインやコンセプトを踏襲した上でリニューアルする改修案などを整理し、既に実施済みの更新案も含めて比較検討することを予定しております。

○**副議長（高見一典）** 金谷議員。

○**金谷美奈子議員** 調査する点について、視点が大変重要であります。何を重要視しているのか、何を求めているのか、見解をお聞かせください。

○**副議長（高見一典）** 土木部長。

○**土木部長（富岡賢司）** 今回の業務委託では、改修パターンごとの概算費用を算出いたしますほか、整備後の維持管理費や、今後必要となってくる修繕費等も含めたライフサイクルコストの算出を予定しており、整備手法ごとのメリット、デメリットを客観的に比較できる検討を行うことに重点を置いております。

最終的にはどのような整備案となるかは、これからの検討となりますが、春光台公園を代表する遊具が今後も持続可能な施設として維持していくために、どのような改修手法を選択することが適切なのか、風の子館を撤去し、新たな遊具を設置するとした整備案も含め、総合的な判断を行うための参考となる資料を作成していきたいと考えております。

○**副議長（高見一典）** 金谷議員。

○**金谷美奈子議員** コスト面の重要視というふうにお聞きをいたします。

今回、風の子館調査では、建築物としての価値、建築デザインをしっかりと認識した上での改修案を検討すべきであると考えます。

検討に当たり、建築の専門的知見が必要ではありませんか。

○**副議長（高見一典）** 土木部長。

○**土木部長（富岡賢司）** 今回の委託業務では、風の子館を安全、安心して使用できる遊具として再生するための手法を検討することとしておりますが、これまで建築の専門家などからいただいている意見や提案等も参考としながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 委託業務は、既に6月9日に入札が終了したと聞いています。

では、入札結果について、どういう会社が受注したのでしょうか。また、受注した会社は、維持管理コストだけでなく、風の子館が貴重な文化遺産だということを認識した上で再利用を含めた改修検討案ができるのでしょうか、心配しています。見解をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今回の委託業務は、入札参加資格として、土木設計の登録があり、過去10年間に公園施設長寿命化計画の業務実績を有しているなどの要件により、公募型指名競争入札で実施し、札幌に本社を置く株式会社環境緑地研究所が落札をしております。

当該業者は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の協会会員であり、遊具改修のほか、公園緑地や道路、広場、土木構造物の計画、設計などを手がけております。また、社内には、土木系資格者のほかに建築士も在籍しており、他の自治体においては、管理棟をはじめ、パークセンター等の建築計画の受注実績もありますことから、土木的な観点だけではなく、建築的な側面も併せて総合的に検討を行える業者であると考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 風の子館の解体を一旦保留したことは評価したいと思います。

今後の整備方針が決まる時期について、いつくらいになると予定していますか。

○副議長（高見一典） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今年度実施をする委託業務の履行期間は令和8年1月末としておりますが、本業務で取りまとめた調査内容について、市民への周知を図り、意見をいただきながら遊具の改修方針を決定する必要がありますことから、最終的な方針をお示しできるのは次年度になるというふうに考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 では、この項目の最後、市長にお聞きいたします。

重要な木製遊具を解体することなく、子どもたちに自然素材の豊かさを残すべきではないでしょうか。マイクロプラスチックが含まれるのではないかと心配されるFRP樹脂製のプラスチック遊具は、夏は暑くなり過ぎます。子どもたちのやけどなど、心配をします。

風の子館木製遊具は保存し、ぜひ改修してください。市長、見解を求めます。

○副議長（高見一典） 今津市長。

○市長（今津寛介） 私自身も、4人の子どもたちと、風の子館あるいは春光台公園周辺を、本当に、今から20年前でありますけども、走り回った思い出が懐かしく思い出されます。この風の子館は、周辺の自然環境と調和した温かみのある大型木製遊具として、設置から30年にわたり、多くの子どもたちに親しまれてきた施設であると認識をいたしております。

風の子館の改修に際しては、先ほどの答弁にありましており、新たな遊具への更新整備としていたところではございますが、自然素材である木材を活用した手法も含め、自然環境に配慮した持続可能な施設とすることは大変重要な視点であると考えております。今回の調査業務では、そうした視点を踏まえるとともに、安全性にも配慮し、専門家や地域の方々の意見も聞きながら検討するよう指示をいたします。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 では、次の項目です。

新町小学校校区から中央中学校への通学手段の確保について伺います。

中央中学校へと3校統合後、運行していた300番のバスが廃止され、特に新町小学校校区から中央中学校へ通う子どもたちは苦勞しています。雪が降る冬になりますと、夏場の自転車も使えません。

その後の対応はどうなっているのか、検討状況をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 昨年の秋以降、バス事業者と協議を重ねる中で、中央中学校付近を運行する既存路線において新たな停留所設置が可能との提案を受けたため、設置予定地近隣の地権者との調整や道路占用手続の確認をし、現在は設置時期や設置費用について協議を行っているところです。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 中央中学校への通学手段の確保について、地域市民からの要望書が提出されたと聞いています。どのような内容となっているのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 今月10日、市民委員会やPTAの代表者で構成される旭川市立中央中学校通学手段確保促進期成会から、中央中学校への通学手段に係る要望を受けたところです。

要望の内容は、新町小学校校区の生徒が利用可能な既存路線バスの停留所新設や、登下校時間に対応した既存路線の増便、通学料金の助成、スクールバスの運行などとなっております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 26番バスの新たなバス停1か所が新町小学校校区で設置可能ということが分かりました。

具体的に、いつからその停留所は利用可能となるのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 設置費用も含めてバス事業者と協議中であり、設置時期について明言はできませんが、自転車での通学が困難となる降雪時前には結論を見いだせるよう取り組んでまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 ありがとうございます。ぜひ、冬前に設置してください。

この26番バスで通学するとなると、現在、朝の時間帯は1便しかありません。子どもたちが乗り切れない場合はどうなるのでしょうか、動物園行きバスのように増便は可能なのでしょうか。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 路線バスの便数の増減や運行経路の変更については、事業者が、乗降客数や運転手の確保を踏まえ、判断されるものと認識しておりますので、停留所が新設された後、利用状況を適宜把握しながら適切に対応してまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 下校時間は2便しかありません。部活動後に使えるバス時間の増便が要望され

ていたと思います。これら、バス会社との交渉は可能ですか。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 先ほども答弁申し上げましたが、路線バスの便数の増減や経路変更については、事業者が、乗降客数や運転手の確保を踏まえ、判断されるものと認識しております。

このため、現在、バス事業者と協議を継続している新たな停留所の早期設置を最優先に進め、新設が実現された後、利用状況を適宜把握しながら必要に応じて事業者への働きかけを行ってまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 路線バスの中で、新町小かいわいから中央中学校へ通学可能な現在の運行状況はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 路線バスの現行の運行ダイヤによると、亀吉3条1丁目を出発する26番花咲大橋・曙線では、登校時には7時24分に出発し、中央中学校の最寄りの停留所である10条12丁目に7時52分に到着する1便、下校時には、16時10分と18時30分発の2便となっております。また、同じく亀吉3条1丁目を出発し、中央中学校方面に向かう97番豊岡・赤十字病院線では、登校時には、亀吉を7時41分に出発し、学校にほど近い6条12丁目の停留所に8時7分に到着する1便、下校時には、15時24分と17時24分発の2便となっております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今お示しいただきました97番についてです。

僅かな運行経路の変更によって、中央中学校近くの10条12丁目停留所を通るような見直しをしていただきたいと要望が出たと思います。バス会社と交渉していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 市内亀吉方面から中央中学校付近へ向かうバス路線については、幾つかの経路で運行されておりますが、路線の変更には収支見通しも含めた事業者の経営判断もあることから、まずは、既存路線の経路に新たな停留所を設置することで新町小学校校区の児童の利便性向上が図られるよう、バス事業者と協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 まずは新設の停留所、その後にもまた交渉してほしいと思います。今年度できるだけ早い時期に進められるバス停の新設をお願いします。

この課題の最後に、教育長に伺います。

新町小校区から中央中学校への通学手段の確保について、要望書に対する受け止めと今後の見解についてお聞きいたします。

○副議長（高見一典） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） 期成会からいただいた要望でありますけれども、中央中学校への3校統合に合わせてスクール便を運行していただいていたことから、休止となった後も再開に向けてバス事業者に要望を重ねてまいりましたが、現在、1条通には路線があるものの、新町小学校近くのスク

ール便の路線であった4条通を運行するバスがないということから、生徒が利用しやすい路線の整備等を求めるというものであります。

私どもとしても、通学の利便性を高めるためにでき得る対応をしてまいりたいと考えておりましたことから、即効性があり実現可能性が高い手法として、既存のバス路線に新たな停留所を設置していただけるように、バス事業者と具体的に協議を進めるとしたところであります。

今後におきましても、新町小学校の校区から中央中学校への通学手段の確保、また利便性の向上に向けまして、でき得る対応をしてまいりたいというふうと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 では、次の項目に入ります。

新文化ホール基本計画と、和室（茶室）の整備についてです。

和室、特に茶室は、日本の伝統文化を継承するため、重要な機能であると考えています。新文化ホールには整備すべきと訴えてまいりました。

重要性についての認識と現在の基本計画の進捗状況をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 田島文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 茶室は伝統文化である茶道を行う場として、また、和室は靴を脱いで利用する様々な文化芸術活動などを執り行う場として、いずれも、伝統文化継承のため、重要な空間の一つとして認識しております。

（仮称）新文化ホールの整備に向けましては、今年度中の基本計画策定を目指し、昨年度より旭川市民文化会館整備基本計画検討会で議論するなどの作業を進めております。今年度では、昨年度の検討会での議論を踏まえ作成しました、2つのイメージ模型を市民文化会館エントランスホールに3週間展示し、その間、説明、意見交換会を3回開催するなど、市民の皆様へ見ていただき、意見などを伺ったところです。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今回の模型を私も拝見させていただきました。どのような目的で作成したのでしょうか。また、費用についてどの程度であったか、分かればお聞かせください。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 基本計画策定の検討会では、昨年度の建設予定地決定以降、12名の検討会参加者が2つのグループに分かれ、令和5年度に策定しました基本構想の考え方に基づき、市民が利用しやすく使いたくなるような施設となるよう議論を進めてまいりましたが、その内容が分かりやすくなるよう、さらには、多くの市民の皆様へ検討状況について周知し、意見がもらえるよう、2つのグループそれぞれの議論を踏まえ、イメージ模型を作成したところです。

次に、模型の作成費用につきましては、文化施設等整備費、令和6年度予算843万9千円の事業費のうち、基本計画策定支援業務を北海道大学へ委託し、業務の中で作成された模型であります。模型の作成は、当初から予定していた業務ではなく、計画策定を進める上で必要となった業務であるため、直接的な作成費用については把握していないところです。

なお、この2つの模型の作成には、大学院生スタッフ5名が約1か月間費やしたと伺っております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 分かりました。

今年度は、市民への説明を行い、模型を見ながら意見交換を行っていました。特に和室、茶室に対してどのような意見があったのか、内容がありましたらお聞かせください。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） このたび3回開催しました説明意見交換会では、合わせて95名の市民の皆様に参加いただき、意見交換会などを行ったほか、模型展示会場に備え付けましたアンケート用紙や、ホームページに模型の状況写真などを掲載し、意見募集を行い、46名の方から意見の提出がございました。新たな文化芸術活動などに対応可能となる施設性能への意見や、適正な施設機能、規模の在り方に関わる意見、また、事業運営や使用料、予約方法などの管理運営に関する意見のほか、施設内容についてさらに詳しく聞いてほしいとの意見などもございました。

茶室に関わる意見としましては、日本の伝統文化継承へつながるよう、茶道が可能となる機能を備えた和室に関する意見を受けたところです。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 答弁にもありましたように、模型は2つあったと思います。参加者はイメージが湧いたと思いますが、この2つのプランに計画が影響をされてしまうのでしょうか。模型プランは実際の設計にとって左右されるのか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 今回作成しました2つの模型は、基本計画において施設規模や施設内容などを決める前の段階としまして、市民の皆様がどのような文化芸術活動をしたのかなどのニーズについて意見を伺いながら、分かりやすく議論を深めることができるよう、施設利用者のほか、楽器や展示物なども配置し、大きさや透明な材料を使用するなど、その活動の様子が分かるように工夫を加えた模型でありまして、直接的には今後の施設設計に影響を与える模型ではございません。

しかしながら、具体化したイメージを見たり、見る機会をつくることで様々な意見をいただき、機能検討の材料が豊富化するとともに、市民の皆様の機運醸成にもつながるといふ点からは、大きな効果があったものと捉えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 私は、他の自治体に整備されている茶室も視察してきました。旭川市よりも財政規模の小さな自治体にもお茶会が開催可能な和室がありました。水屋も整備されております。

現在、旭川市の文化会館に和室は1部屋しかなく、お茶会には利用できません。よって、高額費用をかけ、ホテルを使っているのが実情です。

施設規模、内容は今後どのように決定されるのでしょうか。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 新文化ホールの規模や内容につきましては、策定を進めております基本計画において取りまとめる予定で、現在は市民の皆様へ意見を伺っている段階であります。今回のイメージ模型を活用した取組では、市民文化会館を利用したことがな

い方や若年者の意見が少ない状況でありましたので、今後は、そのような方々にも積極的にPRして、幅広く意見をいただけるよう工夫に努めてまいります。

また、現在の文化会館では、催しの内容によっては控室の不足により展示室を使用することとなる場合ですとか、施設の防音性の課題から、ほかの催しとの併用が難しい場合などもございます。施設が効率的に利用されることも考慮しながら施設規模や機能などを検討し、市民の活動内容にふさわしい施設となるよう、今後も、意見を聞きながら検討会などで議論して基本計画に取りまとめていきたいと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 新文化ホールの利用料金は、現在の文化会館よりも高くなるのではと心配をしています。減免の在り方や割引、特に利用料金など、ハード面だけでなく、ソフト面の工夫、考え方は基本計画に影響が出ると考えます。基本計画では検討するのでしょうか。工夫が必要ではありませんか。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 現段階において、使用料の在り方について検討会で議論はされておりましたが、施設使用料については、受益と負担の適正化の考え方から、維持管理に要する経費や人件費などのコストを算定し、施設設置の目的や提供するサービスの性格などを考慮したコスト負担割合などを踏まえ、設定されることとなります。仮に、現在の市民文化会館と同規模の施設となり、同様の維持管理を行う場合には、最近の人件費や燃料費などの上昇の影響を受け、一般的には現在の使用料よりも高くなるが見込まれるものと考えております。

また、施設運営などに関する内容につきましては、基本構想で定めた次世代へつなげる文化交流活動の拠点を目指し、検討が必要な項目として認識しておりますが、現段階において具体的な内容について議論はされておらず、基本計画の策定段階において、どのような内容まで整理すべきかなども含め、今後を検討してまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、事業手法は基本計画にとってどのように考えているのか、大きな影響があると考えますが、いつ決定しますか。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 事業手法につきましては、大きく分けて、市が直接発注する方法と、民間資金、経営能力などを活用するPFIなどの官民連携手法がございます。新文化ホールのような10億円以上の施設整備となるなどの一定の条件を満たす事業は、旭川市PFI活用指針に基づき、PFI導入可能性調査の可否を判断することとなる簡易検討が基本計画の検討熟度に応じて実施され、簡易検討の結果により導入可能性調査を実施することとなった場合には、1年程度の調査によりPFIによる事業の可否が判断されることとなります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 新文化ホールのPFIについて、考え方を担当副市長にお聞きいたします。

PFIとなれば、管理運営する民間企業は、どうしても、利益確保のため、市民の利用がしづらい高額な利用料金となるのではないかと心配をしております。併せて見解をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 榊井副市長。

○副市長（榎井正将） P F I など官民連携手法にした場合に管理運営費用が割高になるのではないかと御指摘がございましたけれども、一般論にはなりますけれども、P F I などによりまして、民間のアイデアを生かした効率的な維持管理を実施できないことによりまして、行政による維持管理のほうが割高になるといった場合もあり得るものでありますので、一概に官民連携手法を採用した場合の使用料が高くなるものとは考えていないところでございます。

文化ホールにおいては、P F I 等の管理連携手法を導入した事例は、道内では苫小牧市、また、全国的には大阪府の箕面市や東大阪市などで既に採用されているということも承知しているところでございます。また、一方で、P F I を採用しない従来手法により文化ホールを整備している事例があるということも承知しているところでございます。一方で、そのような状況の中で、国におきましては、P P P / P F I 推進アクションプランの重点分野として、文化・社会教育施設が位置づけられているといったような状況もあるところでございます。

本市では、P F I を活用した事例が少ないということもございまして、不安に思う方々もいらっしゃると思いますので、市民等には分かりやすい情報発信に努めながら、先ほど部長が答弁しました旭川市のP F I 活用指針に基づきまして、P F I が適しているという先入観であったりとか、適していないというような先入観を持たずに、P F I 導入可能性調査等の中で様々な視点から総合的に判断していくことが必要であるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私をはじめとして、市長部局といたしましても、教育委員会とは必要な連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 事業手法を含め、今後のタイムスケジュールと事業の進め方について伺います。

○副議長（高見一典） 文化ホール整備担当部長。

○社会教育部文化ホール整備担当部長（田島章博） 今後につきましては、検討会を開催しながら、本年度内の基本計画策定を目指し、計画熟度に応じて、本市のP F I 活用指針に基づき、事業手法を決定してまいります。

P F I 導入可能性調査または簡易検討によりP F I が適切でないと判断された場合には、基本計画から実施設計、そして工事と従来型の手法にて事業を進めることとなり、また、P F I 導入可能性調査によりP F I が適切と判断された場合には、事業者選定に必要な手続を進めてまいります。

施設開設までの具体的な時期を現段階ではお示しできませんが、それぞれの段階における方向性や内容をお示しし、市民の皆様の意見を伺いながら、できるだけ早く施設開設が可能となるよう事業を進めてまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 文化ホール、新しいホールに対してお聞きをしてみました。

P F I については、国の方針もあります。建設費用を民間で出していただける代わりに、多くの金額がかかる管理運営が逆に高上がりになってしまうのではないかと考えております。そうなりますと、契約期間というのが非常に重要になるかと思っております。これを長くすれば長くするほど市の負担のほうが増えるのではないかと一応指摘をしておきたいと思っておりますが、事業手法について、担当副市長からは必ずしも先入観を持っていないという答弁があり、安堵いたしました。

和室については、文化ホールに必ず整備される大小ホールの出演者控室としても利用ができ、和

室は、使い勝手がよく、視察した他の自治体のホールでも利便性が高く、控室として利用されていました。畳の部屋は、床が柔らかく、暖かく、着替えにも便利、設計上の配置を工夫し、様々な利用が可能な複数の和室を計画することが必要だと思います。

和室、特に茶室について、基本計画の中でぜひとも引き続き検討していただきたいと指摘をし、次の質問をいたします。

それでは、最後の項目です。

旭川市の事業におけるPFASの危険性についてです。

PFASは、健康被害を及ぼす化学物質であり、フライパン、テフロン加工、防水用品などに使用されてきました。2021年、WHOの附属機関である国際がん研究機関で、人に発がん性があるグループ1に分類されています。アメリカ政府の機関、環境保護庁では大気、水質、土壌汚染を管理対象としており、PFASに対して、腎臓がんを含むがん疾患や病気と関連があるとしています。さらに、乳児、胎児への成長・発達影響、抗体反応の低下、脂質異常症など、影響することが指摘されております。

このような状況で、2024年、水質については、アメリカの環境保護庁が規制値を4ナノグラム・パー・リットルとし、さらに、目標はゼロを目指すことを決めました。しかし、日本では、暫定目標値としており、50ナノグラム・パー・リットルとしています。安全性が確保できるのか、私は疑問を持っています。

そこで、お伺いしていきます。

中園廃棄物最終処分場廃止により、浸出水は今後処理せずに川へ放出される予定です。浸出水にはPFASが含まれていることが分科会質疑で明らかとなりました。このまま市民が飲む水道水として取水している川を汚染していくことになってよいのでしょうか。

中園廃棄物処分場の浸出水の処理工程と処理水の放流先、安全性の確認方法はどうなっているのか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 中園廃棄物最終処分場の浸出水の処理工程につきましては、下流調整池で大まかな浮遊物質の沈殿を行った後、水処理施設において曝気処理、凝集沈殿、砂ろ過、塩素消毒を行い、市が管理している中園沢川に放流してございますが、令和元年10月の自主基準値の見直し以降は、浸出水の水質が基準値を満足しているため、下流調整池を経た後に塩素消毒のみを行って放流しているという状況でございます。

また、安全性の確認につきましては、処理水を河川放流する際に国が定める排水基準等に該当する43項目の検査を行い、法定基準値を満たしていることを確認しているところでございます。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 中園廃棄物処分場について、廃止後、放流先の検査を継続とのことですが、その内容についてお聞かせください。

○副議長（高見一典） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 中園廃棄物最終処分場につきましては、浸出水が国の排水基準等を満足するレベルにまで安定していることを確認した上で廃止するものでありますが、廃止後は、浸出水を、直接、河川に放流することとなるため、引き続き、水質調査の一部を実施していく必要がある

と考えてございます。

具体的な調査項目につきましては、これまでの調査結果におきまして、水銀や鉛など不検出、もしくは基準値内で推移している項目につきましては、今後も基準値を超過する可能性が低いことから除外するものとし、水の汚れの指標となるBODとSSの2項目について、水質が悪化しやすい8月と2月の年2回の頻度で継続的に実施し、地域の安全、安心の確保に努めてまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 浸出水の水質検査について、中園処分場も現在の旭川市廃棄物処分場芳野も基本的には同じであるということですが、検査項目にPFASは含まれていないのですか。どのように安全を確保、確認しているのか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 現在のところ、処分場に対する国が定めた排出基準にPFASに関する検査項目は含まれてはございません。そのため、両処分場におきまして独自に検査を行っている状況にはございませんが、令和2年に環境省がPFASの一種であるPFOS及びPFOAを要監視項目に追加したことに伴い、本市では、市内4か所の公共用水域におきまして定期的にPFOS、PFOAの検査を開始しているところでございます。

検査は、両処分場の放流先となる中園沢川と芳野川が合流する江丹別川の下流域に位置する永見橋付近でも隔年で実施してございまして、令和4年度と6年度の検査結果はいずれも暫定指針値を大きく下回る結果となっていることから、現時点において両処分場からPFOS、PFOAが検出される可能性は低いものと考えてございますが、引き続き、当該箇所の検査結果や処分場の排水基準に関する国の動向などについて注視してまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今後、対処が必要となった場合、有効な方法はあるのでしょうか。処分場でPFASの検査を実施できる体制が必要ではありませんか、見解をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 中園廃棄物最終処分場は、廃止後におきましても、放流水質に異常があった場合などに備えて、当面は下流調整池の機能を保持し、必要に応じて放流ルートを切り替え、一旦貯留できるような構造にすることを検討しており、国から何らかの方針が示された場合は、周辺環境の安全が保たれるよう貯留機能を生かした対応について検討してまいります。

また、稼働中の旭川市廃棄物処分場につきましても、活性炭吸着装置など現状の施設機能を生かしたPFAS対策の可能性について調査研究を進めるなど、有効な対応策について検討するほか、引き続き、処分場と関連性がある公共水域のPFOS、PFOAの水質監視結果を注視しながら、暫定指針値を超えた場合を想定した両処分場において浸出水の検査を実施できる体制についても検討してまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 現在、次期処分場が春志内で実施設計として進められていると思います。浸出水の扱いは、これまでとは異なり、下水道に放流すると確認しました。PFASの危険性がさらに大きくなるのではないかと思います。準備をしておくべきです。

下水道への放流は危険性が高い、問題があるのではありませんか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 次期処分場からの処理水につきましては、直接的に河川に放流せず下水道に接続することから、下水道法で定める基準以下に処理する必要がございますが、現在のところ、公共下水道に接続する場合の水質基準にもPFASは含まれていないため、希釈処理で対応可能と判断しているところでございます。

しかし、国からPFASに関する何らかの方針が示され、下水道の検査項目にPFASが含まれる場合も想定し、PFASに関連した物質を処理する有効な方法について情報収集を行いながら、稼働後においても、検査体制の構築や処理機能の追加など、柔軟な対応が可能となるような施設整備の在り方について検討してまいります。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 公共下水道水質基準にPFASは含まれていない、下水道に放流することで問題はないと考えるとお答えになったのでしょうか。これでは市民の命が守れるのでしょうか。

PFAS濃度が高いと研究者から危険性を指摘されてきた下水道汚泥について、1年間に何トン発生しているのか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 幾原上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 下水処理センターで発生する下水汚泥につきましては、令和6年度で約2万9千トン発生しております。発生した下水汚泥につきましては、焼却処理で減量化を図っており、約1千400トンの灰が発生しますが、約960トンを旭川廃棄物処理センターの覆土材として、残りの約440トンをセメント原料として有効利用を図っているところでございます。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 現在、試作段階である下水道汚泥肥料については、PFAS濃度はより濃縮されると専門家により指摘されています。旭川市では本格的な事業化までは至っていないということは幸いです。

下水道汚泥の安全性に対して、PFAS測定を含め、どのように考えているのでしょうか、見解をお聞かせください。

○副議長（高見一典） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 汚泥肥料のPFASにつきましては、農林水産省において、農地土壌から農作物への移行に関する研究や、農地土壌におけるPFASの蓄積性などに関わる情報収集を進めるとともに、科学的知見をさらに蓄積していくこととしており、明確な基準などについては示されていないところでありますが、本市といたしましては、今後の下水汚泥の肥料化に向けましてPFASの含有状況について把握しておく必要があると考え、令和7年度に下水汚泥中のPFASについて分析を行うこととしております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 下水道汚泥肥料は、海外では使用禁止となってきました。下水道汚泥肥料のPFASの危険性、大変心配されます。分析結果はいつ分かるのでしょうか。

○副議長（高見一典） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 現在、入札に向けましてPFAS含有分析調査業務の発注準備を進めているところでございます。

下水汚泥のPFAS含有分析の結果につきましては、今年度中に判明する予定となっているところでございます。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 下水道汚泥の利用について、旭川市ではどのように考えていますか、お聞かせください。

○副議長（高見一典） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 下水汚泥の肥料化につきましては、国の食料安全保障強化政策大綱により、2030年までに下水汚泥資源、堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量に占める国内資源の利用割合をリンベースで40%まで拡大する目標が掲げられておりまして、本市におきましても、下水汚泥の肥料化についての検討を行ってきたところでございますが、肥料化のためだけのプラント設置については、多額の設備投資が必要となるため、本市で取り組んでいくことは難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、下水汚泥につきましては、全国的にセメントや肥料などの原材料として使用されているものであり、資源としての可能性が大きいものでありますことから、今後とも、国の動向を注視し、安全、安心に下水汚泥の利活用を図れるよう、関係部局や民間企業とも連携しながら様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 アメリカのメイン州では、1970年代から汚泥肥料を使ってきました。牛の牛乳からPFASが高濃度で確認され、牛乳は出荷停止となりました。その後、汚泥肥料は使用禁止となりましたが、7年たってもまだ牛乳は廃棄しているとのことが地上波で放映されています。PFASが含まれている汚泥肥料を使ってきたこの農場では、牛がPFAS汚染された牧草を食べていたということが原因と分かりました。この農家は収入を失いました。

日本では、沖縄県全域でPFASの土壌調査を行うということを知事が県議会で約束しました。2023年7月、スイスの国連でスピーチしたPFAS汚染地域に住む沖縄の女性は、自分の娘さんが妊娠高血圧症となり、赤ちゃんは心臓病で生まれています。この女性は、国連スピーチで政府にPFAS汚染調査を求めている、子どもたちのために力を貸してくださいと訴えました。このような市民からの動きに影響を受け、沖縄県知事は土壌調査を決断したと思います。

旭川市においても、PFAS汚染を野放しにしていると、他人ごとにはなりません。今後のPFAS汚染は防がなければいけません。京都大学准教授によると、全国から汚泥肥料が分析を求められ、PFASが検出されている、農地に使うと作物にPFAS汚染が広がる、防がなければいけないと発言をしていました。

PFASは永遠の化学物質です。一度農地に使われてしまうと除染ができません。永遠に残ります。PFAS汚染の危険性に対し、下水道事業に対して責任ある水道事業管理者の答弁を求め、一般質問を終わります。

○副議長（高見一典） 佐藤水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤幸輝） 下水道事業におけますPFASの危険性についてでございますが、PFASにつきましては、欧州では人の健康と環境への影響を考慮して制限案が出されるなど、国際的な規制が始まっており、国際がん研究機関からは具体的な発がん性リスクが発表されるなど、

調査研究が進められております。

そうした状況を踏まえながら、本市では、下水汚泥の肥料化の安全性や品質についての知見を蓄積しているところでございます。現在のところ、国におきましては、下水汚泥のPFASの明確な基準を定めておりませんが、科学的知見を蓄積しながら下水汚泥資源の利活用を図っていく必要があるものと認識しており、引き続き、市民の皆様の安全、安心を確保できるよう、情報を収集しながら必要な対応を進めてまいります。

○副議長（高見一典） 以上で、金谷議員の質問を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○副議長（高見一典） 次に、品田議員。

（品田議員、質疑質問席に着席）

○品田ときえ議員 第2回定例会最後の質問者になりました。少し欲張り過ぎまして項目が多いので、早口になることをお許しください。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

まず、パークゴルフ場の午後割の実施について伺います。

昨年の第3回定例会での私の一般質問に答えて、パークゴルフ場の使用料の午後割につきましては、利用者の少ない午後の時間帯の誘客につながる可能性がございまして、利用者を増やすための取組の一つとして効果が期待できるものと考えており、その効果を検証するため、来年度の試行について検討を進めてまいりますと述べていました。

検討した計画をお示しください。

○副議長（高見一典） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 土木部が管理するパークゴルフ場におきましては、利用者が減少傾向にあることや、午後料金の導入を検討してほしいとの要望をいただいていることを受け、利用者数の増加と午後利用者のニーズを把握することを目的として、12時以降に受け付ける料金を減免する措置を本年9月1日から10月20日の期間で試験的に実施することとしております。

減免措置の内容につきましては、東光スポーツ公園パークゴルフ場は、大人1日券600円のところを400円、高校生1日券300円のところを200円とし、忠和公園などその他の都市公園の有料パークゴルフ場は、大人1日券300円を200円に、高校生1日券150円を100円に設定いたします。料金の減免率につきましては、既に実施をしている本市のパークランド嵐山や近隣町のパークゴルフ場も参考に設定をしております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 効果を検証する期間を9月1日から10月20日にしたのはなぜでしょうか。

○副議長（高見一典） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今回の午後料金の導入は、通常料金との比較や検証を行うための試行でありますことから、料金の変更に伴う利用者の混乱を防ぐことも考慮し、令和6年度の月別利用者が最も多かった9月からシーズン終了までの期間としたところでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 試験的实施であるからこそ、シーズン6か月間の半分、3か月間ぐらいは実施してもよかったのではないかと指摘しておきます。

周知はどのような方法で行われているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今回の試行に関する周知につきましては、事前に今年度の予定をお知らせした上で、1年券を購入する際の参考としていただくため、シーズン開始前の4月中旬にホームページや、こうほう旭川市民「あさひばし」の5月号へ掲載するとともに、各パークゴルフ場での告知文の掲示やSNSなどによりまして広く市民の皆様への周知を行うこととしております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 利用が多い場合、来年度からの料金改定に生かして午後割を本格実施する考えはあるのでしょうか。

○副議長（高見一典） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今回の試行において午後料金を利用された方には、各パークゴルフ場に設置するアンケートに御協力をお願いすることとしておりまして、その結果などから、利用者数の変化や使用料収入への影響等を検証して、今後のパークゴルフ場の運営改善や料金の見直しに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

続きまして、投票率向上について伺います。

7月に第27回参議院議員通常選挙、9月に旭川市長・市議補欠選挙があります。3年前の令和4年第3回定例会で投票率向上等について質問し、数点の指摘とともに、移動期日前投票所や共通投票所設置の提案をさせていただきました。

その後、旭川市の投票率は、2年前の旭川市議会議員選挙では39.12%と40%を割り込み、昨年の第50回衆議院議員総選挙では52.39%に回復したものの、まだまだ低い状態です。

投票率向上に向けて、選挙管理委員会ではどのような取組を行ってきたのでしょうか。

○副議長（高見一典） 長谷川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 投票率向上に向けた取組については、平成16年に期日前投票制度が創設されたことに伴い、同年から市役所第二庁舎と支所7か所に期日前投票所を設置しました。その後、平成28年には、商業施設では初となるフィール旭川に設置し、令和5年までに商業施設での設置を4か所まで拡大しており、現在は市内12か所の期日前投票所を設置しています。

また、周知方法としては、市民広報、街頭放送、公共施設などにおけるポスターの掲示、市のホームページやSNSの利用のほか、期日前投票所を設置する商業施設において店内放送による呼びかけなどを行っています。さらに、令和6年の衆議院議員総選挙から、若年層の投票率向上と選挙への意識を高めることを目的として、市内の4大学等と連携し、バスで巡回する移動期日前投票所を設置したほか、選挙啓発動画を新たに作成し、配信するなどの取組を行っています。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 不在者投票を行うことのできる指定基準を満たす施設数と指定を受けた施設数をお示してください。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 病院や高齢者施設、刑務所等の施設については、施設からの申請により、北海道選挙管理委員会が不在者投票を行う基準を満たしている施設に対し、指定しています。

本市においては、今年4月時点で指定基準を満たす施設数は154施設あり、そのうち指定されている施設は現時点で101施設となっています。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 3年前は94施設でしたので、7施設増えたのですね。前回の参議院議員選挙で、道内人口上位12市の指定施設約1千か所の9割以上で第三者外部立会人が配置されていなかったという報道がありましたが、その後はどうなっていますでしょうか。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 指定施設における外部立会人の配置については、令和6年衆議院議員総選挙においては7施設、令和5年の統一地方選挙においては9施設となっています。

外部立会人については、施設からの希望に応じて選挙管理委員会が配置していますが、配置希望がない施設については、施設の職員等が投票立会人を担っています。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 前回の参議院議員選挙では、登別市内の特養ホーム施設長らが認知症の入所者の不在者投票を勝手に行う不正が発覚しました。努力義務ではありますが、公正を担保し、疑念を持たれないためにも、選挙管理委員会として外部立会人配置を推進していくべきと再度指摘させていただきます。

昨年の衆議院議員選挙から移動期日前投票所が設置されましたが、その利用実績と設置に要した経費をお示しくください。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 令和6年の衆議院議員総選挙における移動期日前投票所では、2日間に分け、4大学等、それぞれ2時間実施し、投票者数は合わせて301人でした。また、設置費用は、バス2台の借上げのほか、従事者10名の配置に要する人件費等、合わせて約100万円となりました。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 2日間で4大学等でそれぞれ2時間、1か所にバス2台で実施し、約100万円かかったとのことですが、他自治体の実施状況を調べると、バス1台もしくはハイエースなど1台で対応しています。なぜ1か所に2台のバスが必要なのですか。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 移動期日前投票所に使用する2台のバスについては、1台は、待合スペースとしているほか、期日前投票における宣誓書の記載、名簿対照を行っています。2台目は、投票用紙の交付、記載台、投票箱の設置、投票管理者、投票立会人席などを配置しています。これらをバス1台で行う場合は、投票所として極めて狭く、投票用紙の記入が見えてしまうおそれがあり、投票の秘密が確保できないなどの影響が考えられます。また、待合等については、テントを設置するなども考えられますが、投票会場ごとの設置や撤去作業が発生すること、ま

た、強風時や高温、低温時など、待合として使用するには適さない場合もあることなどを考慮し、バス2台を使用しています。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 現在、大学等のみ回っていますが、高齢者も対象とするなど、利用拡大の考えはありますか。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 市内の高齢者においては、公営住宅などの団地で暮らす方、また、マンションや施設に入所されている方、一般住宅で暮らす方など、市内全域に様々いらっしゃいます。こうした状況全てに移動期日前投票所でお応えするためには、相当数の巡回が必要であり、仮に限定して設置するとしても、妥当性のある基準の設定方法や、バス2台の駐車スペースの確保など、高齢者施設等での実施に当たっては課題が大きいものと考えています。また、バスでは車内のスペースも限られていますので、安心して投票できる市内12か所の期日前投票所を御利用いただきたいと思います。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 指定施設になっていない施設等や、投票所から遠い地域の町内会等を対象に希望を募って試行するのも一案ですが、思った以上に経費がかかっているのが驚きました。経費節減の余地はないのか、検証が必要ではないかと指摘させていただきます。

前回の質問で、移動投票所とともに共通投票所の設置も提案させていただいていますが、検討していただいたのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○副議長（高見一典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 当日の投票所については、市内の79か所のいずれかで投票いただいておりますが、当日も誰でも投票できる共通投票所を設けることによって、さらに利便性は高まるものと考えています。

共通投票所については、以前から調査研究していますが、二重投票防止の対策が必須であり、その課題の解決が必要な状況です。1つは、必要なシステムを取り扱うメーカーが限定的で、本市の規模に対応するシステムが開発されていないこと、2つ目は、市内79か所をネットワーク化することで、システムダウンや回線不良の可能性があることです。例えば、期日前投票所は、12か所をネットワークでつなぎ、誰でも投票できる共通投票所と言えますが、利用者が集中すると回線が不安定になる場合がありますので、79か所のネットワーク化が安定して運用できるかが大きな課題です。

こうした課題がありますが、共通投票所は、投票の利便性や投票機会の向上に寄与するものと考えていますので、どういう方法が本市に適しているのか、検討してまいります。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 以前質問したときも、二重投票を防止するためのシステムの安定運用の確保や新たなシステム構築云々と様々な課題を挙げ、今後、課題の整理と他都市の調査を行いながら実施の可能性について検討してまいりたいと考えておりますとのことでした。でも、移動投票所は2年で実現できました。共通投票所もぜひ御検討ください。

旭川市は、近隣町村と比べても投票率が悪いです。ただ、広報に工夫を凝らし、不在者投票指定

施設を増やし、期日前投票所は12か所設置し、79か所の投票所設置、そして移動期日前投票所を設置するなど、選挙管理委員会の皆様はとても努力をされていると評価しております。

電子投票の提案もされておりましたし、今後も、さらなる研究、検討をお願いし、この項目の質問を終わります。

ありがとうございました。

続きまして、今津市政の検証について質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

17日の石川厚子議員と、先ほど横山議員が質問して重複する内容ではありますが、御容赦をいただきたいと思います。

市長は、市長就任以来、毎年、北海道護国神社慰霊大祭に4年連続参列され、私人としての参拝と言いながら、公人として参拝しているように見える対応をし、憲法の政教分離の原則に反しているのではと再三指摘されています。また、市長の意に反した対応をする神社側との事前打合せ対応の不備も指摘されています。

今回、神社側から市長としての参列の案内があったのでしょうか、また、公職としての参列はできない旨をしっかりと伝えたのでしょうか。

○副議長（高見一典） 土岐市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 護国神社からは、市長宛てに文書で参列の御案内がございました。その案内には、慰霊大祭に参列する際に同封されたはがきにより返信することとなっておりますが、旭川市長としては参列しないため、返信していないところでございます。また、護国神社に対しましては、市長が私人として参列させていただく意向であることを口頭でお伝えをしているところでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 護国神社の立場に立てば、私人と言われても、礼を失することのないように旭川市長としての接遇をしますよね。当然のことです。それを分かってしているのですから、今後もお考えは変わらず、同じ対応をされるということですね。

その行動に異を唱える方々のお話を伺ったことはありますか。

○副議長（高見一典） 今津市長。

○市長（今津寛介） 様々な御意見があることは認識をいたしております。

私には、市長という公人の立場があるその一方で、個人としての信教の自由もございます。私自身、戦没者遺族であり、戦争でお亡くなりになられた多くの方々に哀悼の意を表する気持ちを持っている一人でありますので、私人として護国神社に参拝をしているところでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 認識はしているが、お話を伺ったことはないということですね。

市民団体の要請に対する対応について伺います。

市長への直接対面を求めた市民団体の要請に対して、昨年同様、副市長対応になったと聞いています。市長が対応できるように調整はできなかったのでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 議員の御指摘の本年5月27日に受けた御要望につきまして

は、公務の都合上、日程の調整がつかず、副市長が代理で対応させていただいたところでございます。

なお、団体側には、事前に代理対応となることを御連絡いたしまして、御了承をいただいていたものでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 早くから要請をしているにもかかわらず、調整がつかなかったというのは、調整をつけなかったと捉えられても仕方がないと思います。「忠言耳に逆らう」と言います。苦言や自らの行動に批判的な要請でも、市民からの声として受け止める度量の大きさ、懐の深さを見せてほしいと思います。

続きまして、自衛隊への名簿提供について伺います。

市長は、市長就任直後の令和3年10月に名簿の紙媒体提供を指示しています。従来どおりの閲覧から変更して紙媒体提供を指示したのはなぜでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 自衛隊への情報提供につきましては、私の市長就任以前より、自衛隊から紙での情報提供の依頼を受けており、また、令和3年2月には、防衛省、総務省の連名通知において、住民基本台帳の一部の写しを自衛隊へ提供することは特段の問題が生じるものではないと示されていたことから、令和4年から実施したものでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 以前の答弁で、個人情報を紙媒体で提供することの根拠に、自衛隊法施行令第120条に基づく資料の提供依頼が挙げられ、令和3年2月の防衛省、総務省連名で発出された通知を根拠にしていました。

しかし、自衛隊法唯一の逐条解説書とされる本、「防衛法」の中での自衛隊法施行令第120条では、自治体が管理する個人情報の提出を求めることなどは一切触れられていません。自治体は政府の要請に従う義務があると考えているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 自衛官の募集事務に係る対応は、各自治体の判断により異なるものと認識しておりますが、本市といたしましては、法令等に基づく適正なものであると認識しており、自衛隊からの要請に応じて募集事務に必要な情報を提供していく必要があるものと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 今の石破総理が防衛庁長官だったときに、政府が依頼しても応える義務はないと明言しています。

提供した個人情報がどのように使われているのかを把握していますでしょうか。

○副議長（高見一典） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 自衛隊の募集活動に係る具体的な内容は把握してございませんが、提供した情報の取扱いにつきましては、自衛隊と本市との間で情報管理の方法を定めた協定を取り交わしており、募集目的以外に利用されないよう厳正に管理されているものと認識しております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 募集の目的以外に利用されないよう厳正に管理されているとのことですが、高

校卒業予定者への求人活動のルールがあるのを御存じですよ。

厚労省は、就職はその将来を左右する重要な問題であり、職業に対する知識、経験が乏しいから、適性と能力に応じた職業選択ができるように職業指導を計画的に行う必要があると指摘して、生徒の家庭に訪問しないこと、職業紹介は学校を介して適切な方法で行われ、直接勧誘する行為は認められないこと、新聞広告などによる文書募集も年間を通じて禁止することという求人活動のルールを定めています。そして、文科省と厚労省は、自衛官の募集についても、民間事業所と同様に公平に取り扱うよう防衛省に申し入れて、防衛省は、これを通達として周知しています。その内容は、自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業者と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたいというものです。

この内容からしたら、名簿の提供はもとより、閲覧も必要がないくらいです。そうすると提供した名簿がどのように活用されているのかが大変気になります。高校卒業予定者への求人活動のルールに反した使い方をされていないのか、検証、確認したことはありますか。市として、市民である高校生を守る立場はあるのではないですか。名簿を提供しているのですから、求人活動のルールを遵守するように、市として申し伝えぐらいしても当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（高見一典） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 高校卒業予定者に対する求人活動につきましては、慎重な配慮が必要と認識しておりますが、市は、自衛隊の募集活動につきまして、民間事業者に対してと同様に、その状況を確認したり、あるいは言及したりできる立場にはないものと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 では、除外申請制度について伺います。

周知方法の改善、拡大は大事ですが、除外申請とは、自治体に対して自衛隊への名簿提供を除外してほしいと本人が申請する制度です。個人情報を提供される側に責任と負担を強いるものなので、閲覧まではやめろとは言いませんが、紙媒体の名簿提供そのものをやめるべきだと思いますが、見解を示してください。

○副議長（高見一典） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 自衛隊への情報提供につきましては、法令等に基づく適正なものと認識しており、今後につきましても、適切な情報管理の下、対応をまいります。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 自衛隊協力会の会長ですものね。でも、旭川市長として、市民である高校生を守る立場もあるということを確認していただきたいと思います。

続きまして、本市の財政状況について伺います。

経常収支比率の過去5年間の推移を伺います。

○副議長（高見一典） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市の経常収支比率について、過去5年間の推移を申し上げますと、令和元年度が94.9%、令和2年度が94.9%、令和3年度が89.3%、令和4年度が93.3%、令和5年度が96.6%となっております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 経常収支比率は、財政の柔軟性を示す指標で、上昇することはそれだけ財政が硬直化することを意味しています。

その経常収支比率が令和4年度から急激に上昇しています。要因は何でしょうか。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 経常収支比率の上昇につきましては、主にコロナ禍からの回復による障害福祉関係や医療費の助成給付などの扶助費の増加や、物価高騰に伴う電気、ガスなどの光熱水費や委託料の増加、給与改定に伴う人件費の増加などによるものと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 北見市の財政悪化状況が報道されるさなかに、道内人口10万人以上都市の経常収支比率の推移で、北見市に次いで旭川市が2番目だった報道がありました。しかも、令和4年度から急激に悪化しています。物価高騰の要因は同じ条件のはずですが、他市に比して急激に悪化しています。令和3年は7番目だったのに、令和5年度はワースト2になっています。本市独自の要因があるのではないかと思います。市の認識を伺います。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市におきましては、人口10万人以上の道内市の中で、従前から経常的支出に占める高齢者、障害者、児童、生活困窮者などを支援する経費でございます扶助費の割合が高いことなどが影響したものと考えているところでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 何かあまり危機感を持っていないような御答弁ですが、大丈夫でしょうか。

北見市が市民生活に必要な予算編成もできない状況になったのが突然だったので、旭川市がそれに次ぐ第2位と知ったときは非常に驚き、危機感を持ったのですが、そんなに大して心配することではないということでしょうか。

家庭で言えば貯金に当たる財政調整基金残高の令和2年度から令和6年度までの推移を示してください。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 財政調整基金の年度末残高の推移につきまして、億円単位で申し上げますが、令和2年度が44億円、令和3年度が56億円、令和4年度が89億円、令和5年度が78億円であり、令和6年度は63億円の見込みとなっております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 財政調整基金残高は令和5年度から大きく減少しています。

また、令和7年度当初予算では13億3千万円の繰入れで、38億7千万円の年度末見込みとなり心配いたしました。現時点での見込額とその要因、認識、中核市の平均値との比較もお示してください。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市の令和7年度末の基金残高につきましては、現時点で57億円を見込んでおり、予算編成時の39億円から18億円の増となっております。

この主な要因といたしましては、道路除雪に対して国からの新たな補助金の交付があったことのほか、加えて、除雪費や予防接種費が見込みを下回ったことなどにより、令和6年度の決算見込額

が上振れしたことなどによるものでございます。

今後も安定した行財政運営を継続していくため、収入の確保と支出の抑制に取り組み、行財政改革推進プログラム2024の目標でございます40億円以上の基金残高を確保してまいりたいと考えております。

なお、財政調整基金残高の中核市平均につきましては、令和5年度末で113億円となっており、本市の残高は62市中39番目となっております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 では、臨時財政対策債と、臨時財政対策債を除いた市債の残高について、令和2年度から令和6年度見込みまでの推移をお示しく下さい。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 市債の年度末残高につきまして、億円単位で申し上げますが、臨時財政対策債については、令和2年度が588億円、令和3年度が594億円、令和4年度が571億円、令和5年度が537億円であり、令和6年度の見込みが497億円となっております。

また、臨時財政対策債を除いた、いわゆる建設事業等債については、令和2年度が1千136億円、令和3年度が1千108億円、令和4年度が1千121億円、令和5年度が1千129億円であり、令和6年度の見込みが1千133億円となっております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 令和6年度まで伺いましたが、令和7年度予算での市債の発行は111億1千600万円で、市債の残高は1千173億1千万円になり、令和3年度と比較すると65億円も増えることとなります。家庭で言えば借金に当たる市債の状況の要因と認識を伺います。

また、中核市の平均値との比較もお示しく下さい。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 令和4年度以降、本市の建設事業等債残高が増加している要因といたしましては、主に新庁舎の建設や小学校の増改築等に伴う市債が増加していることによるものでございます。

市債は、世代間の負担を公平にするという役割がある一方で、過度な償還は将来の財政を圧迫することになるため、引き続き、未来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら、市債発行額をコントロールしてまいりたいと考えております。

なお、建設事業等債残高の中核市平均につきましては、令和5年度で800億円となっており、本市の残高は62市中8番目となっております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 62市中8番目に高いということですね。非常に厳しい財政状況であることが分かりましたが、その財政状況の中で、多くの方から心配する声が聞かれる東光スポーツ公園複合体育施設と花咲スポーツ公園新アリーナを、令和12年度までに2施設を整備しようとしております。

官民連携導入可能性調査結果が示されましたが、その結果についてお示しく下さい。

○副議長（高見一典） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査では、民間事業者の

意見や要望、参入意欲を把握するための市場調査の実施や、従来手法と比較してどれだけ総事業費を削減できるかを示すVFMの算定等による経済的な比較を行い、事業手法ごとの総合評価を取りまとめたところです。

この市場調査における事業者アンケート調査では、回答をいただいた34者のうち、約8割が新アリーナを含めた花咲スポーツ公園再整備事業に関心を持っており、民間の資金や経営能力、技術能力を活用し、公共施設を整備するPFI事業や、民間事業者が自ら施設を整備し、公共側が利用する民設民営事業などについて、事業成立の可能性があることを確認したところであり、また、これらの事業手法の経済的な比較では、いずれにおいても、従来手法よりも官民連携手法のほうが財政的なメリットがあることを確認したところでもあります。

事業成立の可能性と財政的なメリット等を踏まえ、総合的に判断し、花咲スポーツ公園新アリーナ整備については、従来手法ではなく、官民連携手法による事業実施を決定したところです。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 官民連携手法による事業実施を決定したとのこと。

民間事業者の参入意向については一定数あることが確認されましたが、旭川市行財政改革推進プログラムによると、5年後の令和12年度、旭川の人口は30万人を切って29万8千861人と推測されています。今後の人口減少を考えたとき、需要の創出を図るプロが関わるにしても、屋内スポーツ等で5千人規模の集客等、維持、運営が可能と考えているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 花咲スポーツ公園新アリーナにつきましては、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備することで、市民スポーツ利用のほか、プロスポーツやコンサートといったイベントも開催可能な施設を想定しており、スポーツ振興や地域のにぎわいづくりに資することを目的としております。昨年度の市場調査においては、競技場の面積や約5千席の観覧席など、このアリーナの規模や導入施設を示した上で調査を行ったところであり、その整備や運営について意欲のある事業者がいることを確認したところでもあります。

このようなアリーナの整備、運営については、民間事業者は行政にはないアイデアや経験を持っていることから、それらを十分に生かすことができる事業とすることが重要であり、このことにより、新アリーナが目指すスポーツと多様なコンテンツによる新たなまちの魅力の創出につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 VFMは、従来手法と比較して総事業費をどれだけ削減できるかを示すものですが、この調査では将来かかる費用負担は示されていません。民設民営で建物や屋外施設、公園を整備して、旭川市は土地を貸し出すのみですが、市民が他の市有施設と同様の料金で利用すると、それ相応の負担を旭川市が支払うこととなります。未来永劫です。それって、借金返済を5年後に先送りしただけになりませんか。

どのくらいの負担を求められるのかはこれからの交渉かもしれませんが、できたらその数値も示して報告書を作成してほしかったですし、そこをしっかりと検討してプロポーザルに臨んでいただきたいと指摘しておきます。市民がスポーツを楽しめて、まちの魅力が創設されるのは大変喜ばしいことですが、将来に禍根を残すことのないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの財政の質問で明らかになった市債残高と財政調整基金の現状を踏まえて、旭川市が抱えている老朽化が進む施設整備の改修や更新、そのほかに近文清掃工場云々とたくさんあります。先ほど、旭川市民文化会館はまたPFIでということ、先送りと思って聞いていましたが、加えて資材の高騰と人件費の高騰など大変厳しい財政状況の中で、将来の見通しと考えをお示してください。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 市民文化会館は築50年、総合体育館は築45年、近文清掃工場は築29年、最終処分場は築21年など、市民生活に欠かせない大型施設が老朽化等により更新時期を迎えております。

市民文化会館や総合体育館は、市民の皆様が生き生きと暮らし、活躍していただくため、加えて、市内外から多くの人を呼び込み外貨を稼ぐための文化やスポーツの拠点施設として計画的に整備を進めていく必要があります。また、近文清掃工場や最終処分場は市民生活の維持に直結する重要なインフラであり、市民生活を守るためにも着実に整備を進めなければならないと考えております。

こうしたことから、これらの施設整備については、未来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら、優先順位をしっかりと検討し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 次に、人口減少対策についてと思っておりましたが、時間がないので省きます。すいません。用意していただいた担当の方、経済部の方、申し訳ございません。

次に、公約の進捗状況について伺います。

令和7年度予算で、85の公約のうち、実施・推進66、一部実施13、調査・検討6、未着手ゼロとなっています。すばらしい実績ですが、公約そのものが西川市政で既に着手、実施してきたことも多く含まれているほか、市内全域の排雪回数を倍増へは、生活道路の排雪回数倍増など、変節したものもあります。

政治思想や信条が安倍総理に学んだかのようなことが気になることと、実績を針小棒大に言う傾向や、間違えて言ったのだと思いますが、2019年のユネスコデザイン都市認定を自分の功績にするなどはいただけません。（発言する者あり）しかし、行動力と発信力は評価したいと思います。やっぱり間違えて言ったんですね。石川厚子さんの答弁に答えていらっしゃいました。

公約それぞれで聞きたいことはたくさんありますが、スポーツ合宿、大会・イベントの誘致と施設機能の充実を伺います。

昨年、令和5年度の慶應義塾大学の野球部の合宿の質疑があり、いろいろな疑惑が出されました。今年度も旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会でどんな計画になっているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 今年度の慶應義塾体育会野球部への合宿支援の有無は、協議会総会の議決前でありますので、まだ決定しておりませんが、同部からは、今年度も本市での合宿を計画いただいていると伺っております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 大浴場が壊れたホテルを令和6年度も利用したそうですが、また今年度も利用予定でしょうか。

○副議長（高見一典） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 宿泊先については、協議会が指定、もしくはあっせんしているものではなく、慶應義塾体育会野球部が選定しているものでありますが、同部からは、今年度も昨年度と同じ施設を利用予定と聞いております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 令和5年度決算質疑で明らかになったことですが、負担金交付要綱では対象外としている食糧費をはじめ、宿泊費補助100万円やサウナつき浴場利用経費負担など多くの補助金を出し、62人に284万円費やしています。1人当たり5万円です。なぜそのような高額な補助が必要なのか、お示してください。

○副議長（高見一典） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） スポーツ団体による大所帯の合宿では、交通旅費や用品用具の運搬費など多額な費用が必要となります。

慶應義塾体育会野球部においても同様であります。同大の市内在住のOBや関係者の御協力、協議会からの支援が動機の一つとなって、数ある合宿地の中から本市を選んでいただいているところでございます。

金額が高額であるとの御指摘であります。8日間に及ぶ長期の合宿であることや、合宿期間中に同部が実施する交流試合や少年少女への野球教室等、スポーツ振興や地域の活性化といった本市にもたらす効果を考えますと、決して高いものとは考えていないところであります。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 なるほど。交流試合や野球教室等への謝礼も兼ねているということですね。そうした取組への謝礼も含めて、これまで誘致に関わる基準がないことが問題であったと思います。改善は図られているのでしょうか。

○副議長（高見一典） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 合宿誘致に係る対象団体や対象経費の基準についてであります。協議会事務局及び協議会を構成する各組織の実務担当者が集まる幹事会で素案を作成し、現在、総会に諮っているところであります。

総会は、出席者の日程が合わず、やむを得ず書面会議としておりますが、基準をより御理解いただいた上で、様々な御意見を伺うため、可能な限り事務局職員が個別に委員を訪問し、説明及び意見聴取をしているところでございます。

基準作成後は、特に補助対象経費が定められるため、一定の公平性や透明性の向上が図られるものと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 お金持ちの子弟が通うイメージの慶應義塾大学野球部の合宿には1人当たり5万円、一方で、全国大会に出場する旭川市の子どもたちへの補助は、中体連以外は1万円、文化活動では8千円と単価が低い上に、人数の上限まであり、さらに早い者勝ちで予算がなくなると出なくなり、大会時期に大きく左右されます。謝礼も含まさっていたと分かっても、まだ釈然としません。近隣町では、遠征額の半分を町が負担するところもあります。

市長に伺います。

旭川市の子どもたちに手厚い補助をする考えはありますか。

○副議長（高見一典） 市長。

○市長（今津寛介） 全国大会等へ出場する子どもたちへの補助が、慶應義塾体育会野球部と比べ低いとの御指摘でございますが、同部へは本市へ合宿に来ていただく動機づけとして支援をしているのに加え、合宿期間中は、交流試合や野球教室といった市民還元事業を実施いただいていること、また、過去3回にわたり受け入れたことがきっかけとなりまして、今年には全国の社会人野球の強豪がそろいます、全日本社会人野球協会JABA北海道大会、これは、日本生命、あるいは日立、ヤマハ、明治安田生命、日本製紙石巻というそうそうたる社会人のチームが来て、地元の支店や支社の方も喜んでいただいているところでありますが、この大会の予選、あるいは準決勝、決勝も旭川で開催をされることになっております。また、この合宿の成果もあって、慶應大学ではありませんけれども、同レベルの、日本トップレベルの大学の視察も既に行われているなど、こういった合宿が引き金になって、旭川がスポーツの合宿、あるいは大会に適したまちだといった波及効果は大いにあるのではないかというふうに感じているところでございます。

一方、全国大会へ出場する子どもたちへは、文字どおり旅費等の負担を軽減するために補助しているところでありまして、慶應大学のような合宿誘致のスポーツ振興と、そもそも目的あるいは事業趣旨が全く異なるため、比較の対象とはならないというふうと考えているところであります。

単価が低いと御指摘の各種大会出場補助金は、その事業趣旨も踏まえて、予算の制約もある中で、できるだけ公平に、より多くの子どもたちに、あるいはチームの関係者を支援できるように、現在の基準としているところであります。

今後におきましても、実力、知名度を備えたチームを本市に呼び込む合宿誘致と、本市でスポーツに打ち込む少年少女を全国大会へ送り出す支援の両面から取り組むことで、私が目指す、市が目指しますスポーツ振興を通じたまちづくりを推進していく考えでございます。

またあわせて、このたびの質問の中で、お金持ちの子弟が通うということがありましたが、先生、何をもちってお金持ちが通うと考えていらっしゃるのか、ちょっと私には分かりかねる部分がございます。

また、この項目の2番目で、大浴場が壊れたホテルということもありましたが、例えば、大浴場が壊れたホテルと言いますけれども、ホテルの大浴場が壊れていても直せないんじゃないですか。直せない中でも、しっかりと経営を頑張って、今、日々、運営をされているんじゃないですか。ですから、非常に、極めて、これは、その業者の皆様に対して失礼な発言だなと私自身は感じたところでございます。

また、お金持ちの子弟が通うというふうに決めつけるのも、何をもち決めてつけているのか、私にはちょっと理解ができないところでありまして、慶應義塾大学の生徒の中には、確かに先生がおっしゃるように、お金持ちの子弟の方はいらっしゃると思いますけれども、奨学金を得ながらとか、アルバイトをしながらとか、苦勞して大学に通っている方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

私自身も慶應大学の保護者の方といろんなどころでお話ししますが、決して裕福な方ばかりではありません。ひとり親で子どもを一生懸命育てている、あるいは共働きで育てている、そういう方が多数いらっしゃいますし、むしろ、それは、慶應大学に限ったことではなくて、どの大学で

も同じだと思うんですね。ですから、私は、先生の今の発言は非常に問題があるのかなというふうに思いますし、お金持ちの子弟とレッテルを貼ることで、これはもういじめの始まりと言っても過言ではないのではないかと私は思っている次第でございます。

だって、傷つく方がいらっしゃるわけですよね。やっぱり、こういったことは、先生には慎んでいただきたいと思えますし、ぜひ、先生、お分かりいただけるのであれば、今の壊れたホテル、あるいは、今回のお金持ちの子弟が通う大学ということは、ぜひ削除をしていただければありがたいということを申し添えて、私のこの質問への回答にさせていただきます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 サウナつき浴場利用券、ほかのホテルの、そちらを利用しているということで、この大浴場が壊れたホテルと。そこの経営を一生懸命やっていたらいいということはあるんですけども、その、サウナつき浴場利用券の経費を負担しているということで、そのために、そうじゃないところを利用することもできるでしょうに、新たな支出を誘引するようなことがあるからということなんです。

また、あと、お金持ちの子弟が通う慶應と言わず、イメージのと言いました。私のイメージでございますので、申し訳ございませんが、はい。

それから、今の旭川の基準は世界大会出場でも4万円です。北口榛花さんも旭川市からそれしか出されていない。しかも申請方式ですから、全く受け取っていないかもしれません。できたら見直しを検討してほしいと思います。

次に、優佳良織工芸館等の活用について伺います。

連携協定書を締結していますが、放置されています。連携協定書の内容をお示してください。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 連携協定は、取得事業者と市で令和3年8月に協定を締結しており、優佳良織工芸館など3館について、圏域の観光及び文化の振興に資する拠点としての活用など、連携して取り組むこととしているところ、そういった内容でございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 現在の協議等の状況はどのようになっていますか。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 優佳良織工芸館など3館跡地については、現在、取得事業者において有効活用に関する計画の検討を行っているところでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 放置され、廃屋状態になっているのではないかと危機感を持っています。本市からも積極的に提案すべきと考えます。

市長公約にも、優佳良織工芸館と東海大学旭川キャンパス跡地の有効活用があります。さらに、公約の地ワインと、保管と展示場に苦慮しているマイセンの保管と展示場に活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（高見一典） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 優佳良織工芸館など3館跡地の活用については、これまで、市としても可能な範囲で提案、協議等を行ってまいりました。

市といたしましては、引き続き、取得事業者の検討が進むよう協議してまいりたいと考えております。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 市の負担が増えるのではとの憂慮もあるのか、歯切れの悪い消極的な答弁です。

優優良織工芸館等3館は、かつては年間100万人以上集まった人気のあった施設です。人気は今高まっているカムイスキーリンクスと市街地との中継地点でもあり、活用によってはよみがえる施設だと思うので、公約を守るためにも積極的に関わっていただきたいと指摘して、次の質問に移ります。

続きまして、広報誌等について伺います。

広報誌「あさひばし」の「今津市長がゆく！」は、「旭川市長今津寛介の活動記録」と銘打っており、本来、後援会が発信すべきものです。市税を使って自分の宣伝をしている、どうして放っておくのだと、多くの市民の皆様から御指摘をいただいています。

令和5年第1回定例会の代表質問で取り上げて、皮肉ったつもりでありましたが、下手だったため伝わらなかったようで、私の後援会の方をはじめ、たくさんの方からお叱りを受けました。

今年の3月号は、3ページばかりでなく、ひととき多くの写真が掲載されていて、数えたら28枚もありました。もう完全に今津寛介広報誌と化していました。

4月号からは全く掲載されなかったのはなぜでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 先ほど、横山議員さんの御質問にもお答えしたところでございますけれども、公職選挙法では、第143条第16項の規定によりまして、政治活動用ポスターなどを除き、個人の政治活動に使用される文書図画で、氏名または氏名が類推されるような事項、例えば顔写真を表示するものを掲示する行為は禁止をされており、さらに、政治活動用ポスターについても、同条第19項の規定により、地方公共団体の長の任期満了の日の6か月前の日から選挙の期日までは掲示を禁止されているところでございます。

これを踏まえまして、市の広報誌自体は政治活動に関する文書図画に該当するものではございませんが、全戸配布という性格を持つものでもあり、市長選挙のある年度においては、過去からの慣例で、選挙が終了するまで市の広報誌への市長の写真掲載を控えてきた経緯がございますので、本年4月号からは従前の例に倣った対応としているものでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 前市長の小さな顔写真たった1枚のものとは比べ物になりません。

選挙投開票6か月前からは、事前運動とみなされないために掲載しないということは、広報誌を私物化している認識があるのではないのでしょうか。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 市の広報誌における市長の活動記録につきましては、市長が公務で活動する姿を通して時々の市政の動きを市民の皆様にお知らせし、少しでも市政を身近に感じていただくということで掲載を始めたものでございます。また、3月号では、特集記事といたしまして、令和7年度の市政方針、教育行政方針を掲載しておりますけれども、できる限り分かりやすくお伝えをするため、文言のみならず、内容に関する写真を添えて掲載をしたものでござい

す。

4月号からは市長の活動記録のコーナーを掲載しておりませんが、これは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、市の広報誌における従前の例に倣って対応しているものでございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 特集記事にあえて市長が写ってなくてもよいのではないのでしょうか。

選挙後の広報誌の掲載はどう考えているのか、お示してください。

○副議長（高見一典） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 現段階では市長選後のことについて申し上げられる状況ではございませんが、過去の状況といたしましては、選挙後には改めて市長の写真掲載を行ってきた経過はございます。

○副議長（高見一典） 品田議員。

○品田ときえ議員 小さな顔写真たった1枚とは比べ物になりませんよね。ぜひ逆戻りしないようお願いし、質問を終えたいと思います。

○副議長（高見一典） 以上で、品田議員の質問を終了いたします。

（品田議員、議員席に着席）

○副議長（高見一典） 以上で、一般質問を終わります。

○副議長（高見一典） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第42、議案第30号、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高見一典） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第42、議案第30号、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

長谷川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 議案第30号、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費についての公費負担の限度額を改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（高見一典） 以上で、提出者の説明を終わります。

したがって、これより議案に対する質疑に入る順序となるわけですが、議事運営の都合により、この場合、議案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○副議長（高見一典）　ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議事運営の都合により、明6月20日から22日までの3日間、休会することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高見一典）　御異議なしと認めます。

よって、明6月20日から22日までの3日間、休会することに決定いたしました。

○副議長（高見一典）　本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、6月23日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

6月23日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会　午後5時01分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

旭川市議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員